令和5年3月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和5年2月13日 開会

令和5年2月13日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和5年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和5年2月13日(月)午後3時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 議案の上程

議案第1号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業 特別会計予算について

議案第3号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予 算について

議案第4号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補 正予算(第1号)について

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定について

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例の制定について

議案第7号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定 について

議案第8号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定 について

議案第9号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 9 一般質問

日程第 10 討論、採決

日程第 11 議案審議 (議案第 10 号の上程 - 採決) 議案第 10 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 12 発議案審議 (発議案第1号の上程-採決)

発議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例の制定について

日程第 13 閉 会

出席議員(9名)

1番	地	下	誠	幸	君	2番	石	上	允	康	君
3番	岩	井	文	男	君	4番	木	内	欽	市	君
5番	宮	内		保	君	6番	林		晴	道	君
7番	Щ	﨑		等	君	8番	苅	谷	進	_	君
9番	武	田	光	由	君						

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者 米 本 弥 一 郎 君 副 管 理 者 宮 内 康 幸 君 副 管 理 者 川信一君 越 会 計 管 理 者 澤 隆君 小 事 務 局 長 林 豊君 環境施設課長 宮 内 雄 治 君 中継施設課長 哲君 岩 瀬 環境施設課主査 西ノ宮正人君

事務局出席者

 書
 記
 齋藤邦博

 書
 記
 川島誠二

〇事務局長(林 豊君) お疲れさまでございます。事務局長の林でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、会議の前に配付資料の確認をさせていただきます。

事前に配付をさせていただきました資料としまして、議事日程、席次表、説明者一覧、一般質問一覧に、議案第1号から第3号の令和5年度予算書。なお、議案第3号につきましては、議会運営委員会時に正誤表を配付させていただいております。

続いて、議案第4号の令和4年度一般廃棄物処理事業特別会計補正予算書、議案第5号から議 案第9号の各条例の制定及び一部改正の議案書、議案第10号の監査委員の選任について、発議案 第1号の議会個人情報保護条例の制定についてとなります。

また、議会運営委員会の際に御報告させていただきました変更後の議事日程と、御署名をいただきました発議案第1号の議会個人情報保護条例の制定についてを本日、席上に配付をさせていただいております。ございますでしょうか。はい。

またですね、議会運営委員会で御意見がありました岩井議員のクリーンセンターのダイオキシン発生に係る一般質問の際に参考人として運営会社の招集を求めてはどうかにつきましては、求めないこととなりましたので、この場をお借りして報告をさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

議員紹介

○議長(地下誠幸君) それでは、皆様、お疲れさまでございます。

会議に先立ちまして、匝瑳市議会議員選挙に伴い、匝瑳市選出議員の改選がありましたので、改めて議員を御紹介いたします。

初めに、山﨑等議員。続きまして、苅谷進一議員。続いて、武田光由議員。 以上で、紹介を終わります。

日程第1 開 会(午後3時00分)

O議長(地下誠幸君) ただいまの出席議員は9名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和5年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

諸報告

○議長(地下誠幸君) ここで諸報告いたします。

本日の日程について、新たに日程表を作成の上、議席に配付いたしました。

なお、配付もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 配付もれなしと認めます。

説明員として通知のあった者の報告

〇議長(地下誠幸君) この際、申し上げます。地方自治法第121条第1項の規定による出席者はお 手元に配付の印刷物により御了承願います。

日程第2 議席の指定

〇議長(地下誠幸君) 日程第2、議席の指定を行います。

匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定を準用し、山崎等議員を7番、苅谷進一議員を8番、 武田光由議員を9番に指定いたします。

日程第3 副議長の選挙

○議長(地下誠幸君) 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(地下誠幸君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職が指名することにしたいと思いますが、これ に御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(地下誠幸君) 御異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決しました。

それでは指名いたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に匝瑳市選出の山﨑等議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職が指名しました山﨑等議員を東総地区広域市町村圏事務組合 議会副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山﨑等議員が東総地 区広域市町村圏事務組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山﨑等議員が議場におられますので、匝瑳市議会会議規則第 32条第2項の規定を準用し、本職から当選の告知をいたします。

山崎等議員が東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで、東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に当選されました山﨑等議員から当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

山﨑等議員。

○副議長(山﨑 等君) ただいま指名推選という形で副議長の職務を拝命いたしました、山﨑等で ございます。

任期中は、議長を支える立場として皆様のさらなる御協力をお願いして、私の任務を本日から 開始させていただきます。

以上です。

○議長(地下誠幸君) ただいまの御挨拶をもって、当選の受諾といたします。

以上で、副議長の選挙を終わります。

日程第4 会期の決定

○議長(地下誠幸君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第5 会議録署名議員の指名

〇議長(地下誠幸君) 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

匝瑳市議会会議規則第 88 条の規定を準用し、議長において、2番、石上允康議員、9番、武田 光由議員の両名を指名いたします。

会議録署名議員

2番 石上 允康 議員、

9番 武田 光由 議員

日程第6 議案の上程

〇議長(地下誠幸君) 日程第6、議案の上程。

管理者より送付を受けております議案は、議案が議案第1号から議案第10号までの10議案であります。

なお、配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 配付漏れなしと認めます。

初めに、議案第1号から議案第9号までを一括上程し、議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

総務課長。

○総務課長(齋藤邦博君) それでは、議案を朗読します。

議案第1号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計 予算について

議案第3号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第4号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算 (第1号) について

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定について

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例の制定について

議案第7号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第8号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

議案第 10 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について 以上の議案 10 件です。

日程第7 提案理由の説明

○議長(地下誠幸君) 日程第7、管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明を求めます。

米本管理者。

〇管理者(米本弥一郎君) はい。本日ここに、令和5年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、各議員におかれましては、大変御多用の中、また、お足元の悪い中、御参集を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会では、令和5年度の各会計予算案等、10議案を提出しております。

ここで、組合事業の近況並びに令和5年度の事業方針について、御報告させていただきます。 初めに、職員採用試験合同実施事業でございます。

令和4年度の実績は、構成市を含む参加6団体により、試験を実施いたしました。一般行政職等 12 職種の募集に対し、応募者 11 職種、220 名、受験者 184 名、採用予定者名簿登載者 49 名という結果でございました。

今後も東総地域の次代を担う有能な人材の確保に向けて、努力してまいりたいと存じます。 次に、職員共同研修事業でございます。

令和4年度は、新任職員研修を初め、初級・中級職員研修、監督者研修など8課程を実施し、 修了者は259名となりました。

圏域内職員が公務員として、必要な知識の習得に努めるとともに、多様化する行政需要に適切 に対応する職務能力を養うため、研修事業の充実に取り組んでまいります。

次に、中学生海外派遣研修事業でございます。

令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により中止としてまいりました。令和5年度におきましても、いまだ感染症が終息していない状況を勘案し、渡航先での生徒の安全が確保できないことから、中止とさせていただくことといたしました。

次に、銚子連絡道路整備促進事業について、申し上げます。

銚子連絡道路整備事業の進捗状況は、横芝光町から匝瑳市間の5キロメートルは令和5年度までの供用開始を、旭市から銚子市間の旭市側3キロメートルは、早期完成を目指し工事が進められており、匝瑳市から旭市間は、令和4年4月に事業化されたところです。

今後とも銚子連絡道路の一日も早い全線開通を目指し、整備促進地区大会を初め、国・県関係機関に対し、強く働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業について、申し上げます。

東総地区クリーンセンター及び東総地区最終処分場の供用開始に伴い、令和3年度から当組合において、東総地域のごみ処理を行っております。

このような中、昨年はクリーンセンターにおいて、一部設備のふぐあいや排ガスの排出基準値 超過など、さまざまな点で御心配をおかけしましたが、皆様の御協力のおかげで、現在は順調に 施設稼働し、ごみ処理を行っております。

今後は再発防止に努め、安全で安心な施設運営を継続していくための取組を進めてまいります。 以上、組合事業の近況並びに令和5年度の事業方針について、御報告させていただきました。

今後も銚子市・旭市・匝瑳市のさらなる連携と協調を図り、共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展と振興を目指してまいる所存でありますので、議員皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

続いて、本定例会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

本日、御審議いただく議案は10件でございます。

初めに、人事案件を除く議案9件について御説明申し上げます。

議案第1号は、令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,766 万 5,000 円と定めるもので、令和4年度と比較し、6,134 万 1,000 円の減額となっております。

議案第2号は、令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別 会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 371 万 4,000 円と定めるもので、令和4年度と比較して、71 万 6,000 円の減額となっております。

議案第3号は、令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 8,300 万円と定めるもので、令和4年度と比較して、3,500 万円の増額となっております。

議案第4号は、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき、議会へ提出するもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、6,056 万 3,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 8,743 万 7,000 円とするものであります。

議案第5号は、東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に関し、必要な事項を定めるため提 案するものであります。

議案第6号は、東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護審査会の設置に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第7号は、東総地区広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第8号は、東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文の整備をするため提案するものであります。

議案第9号は、東総地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、国、県及び関係市に準じた措置を講じるため、現行 60 歳としている定年年齢を 65 歳まで段階的に引き上げるとともに、これに伴う諸制度を整備するための関係条例を改正いたしたく提案するものであります。

以上、議案第1号から第9号までの提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては事務局に補足説明をさせますので、慎重な御審議のうえ、是非御賛同賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(地下誠幸君) 提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案の補足説明及び議案質疑

〇議長(地下誠幸君) 日程第8、議案の補足説明及び議案質疑を行います。

あらかじめ申し添えますが、質疑の回数は3回までとなっております。

質疑については、議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。 これ以降の会議においては、説明・質問などの発言は着席のまま行うことといたします。

初めに議案第1号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

○事務局長(林 豊君) 議案第1号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、御説明いたします。

令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合予算書の1ページをお開きください。

この一般会計でございますが、議会費、職員人件費、管理運営費、職員採用試験合同実施事業、監査委員の報酬や旅費等の経費を計上しております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を 6,766 万 5,000 円と定め、第2条は、一時借入金の限度額を 100 万円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。歳入予算でございます。

1款1項1目総務費負担金は、構成3市の負担金で、前年度と比較して 6,314 万 1,000 円減の 6,535 万 5,000 円でございます。

この負担金は、負担金条例に基づき、均等割を 30%、人口割を 70%とし、人口割は令和2年の 国勢調査をもとに算出しております。

構成3市の内訳は、銚子市が2,353 万8,000 円、旭市が2,508 万5,000 円、匝瑳市が1,673 万2,000 円でございます。

2款1項1目繰越金は、令和4年度からの繰越金として230万円、3款1項1目雑入は、職員 採用試験において、構成3市のほか参加する一部事務組合の参加費を見込んでおります。

8ページをお開きください。歳出の主な事項を御説明いたします。

1款議会費は、組合議員の報酬や旅費等でございます。

なお、隔年実施しております組合議会の視察研修につきまして、新型コロナウイルスの影響で 令和2年度から中止となっておりますが、令和5年度に実施できるよう自動車借上料等の経費を 計上してございます。

実施につきましては、改めて組合議会と協議をさせていただきたいと考えております。

2款総務費です。

1項1目一般管理費は、前年度と比較して 6,189 万 9,000 円減の 6,510 万 4,000 円でございます。主な内容としましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、事務局長及び総務課職員の人件費でございます。

9ページの 10 節需用費は、事務用品等の消耗品費、職員採用試験の案内書印刷費、公用車の燃料費及び修繕料等でございます。

12 節委託料の主なものは、公会計財務書類作成支援業務委託料と組合のホームページ保守・更新業務委託料でございます。

13 節使用料及び賃借料の主なものは、令和3年度から導入をしております財務会計システムの賃貸借料と、令和5年度新たに導入を計画しております給与システムの賃貸借料でございます。

18 節負担金、補助及び交付金の旭市庁舎管理費負担金 207 万 8,000 円は、事務所として借用しております、ここ旭市役所海上庁舎 2 階の庁舎利用に係る経費でございます。

なお、前年度比較 6,189 万 9,000 円減の主な理由としましては、今年度実施をしております東 総振興センター解体撤去に係る経費 6,495 万 5,000 円の減によるものでございます。

2目企画費 101 万 8,000 円は、主に毎年3月に発行しております組合広報紙「ふるさと東総」の印刷費と新聞折り込み手数料等でございます。

2項1目監査委員費は、監査委員の報酬や旅費等でございます。

3款予備費は、物価高騰への対応経費を含め、前年度との比較 50 万円増の 100 万円を計上して ございます。

一般会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較しまして 6,134 万 1,000 円減の 6,766 万 5,000 円 でございます。

11 ページから 17 ページは、正副管理者、組合議員、組合職員の給与費明細書等でございます。 議案第 1 号の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

はい、林晴道議員。

〇6番(林 晴道君) それでは議案第1号ですね、令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでありますが、7ページのですね、歳入であります2款1項繰越金ですか、230万円のこの主な要因を伺いたいと、そのように思います。

それから、次に9ページですか、歳出で17節備品購入費とありますが、これが34万円ですね。 これの詳細について伺いたいと、そのように思います。

それから最後に、10 ページ、3 款 1 項予備費ですね。これが今の補足によりますと、物価の高騰に対して、倍になっているということですが、もうちょっと具体的に、どのようなところを見越しているのかを伺いたいと、そのように思います。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、林事務局長。
- ○事務局長(林 豊君) まず7ページ、繰越金の算出根拠につきまして御回答いたします。

令和4年度予算の決算見込額を算出し、まず計上をしております。230 万円の主な理由としましては、東総振興センター解体工事、予算額 6,306 万 3,000 円に対しまして、約 200 万円ほどの執行残が見込まれているところです。よって、執行残として一般会計に 230 万円見込んでいるところでございます。

- 〇議長(地下誠幸君) 総務課長。
- 〇総務課長(齋藤邦博君) 17節備品購入費について、説明します。

これはですね、現行のクリーンセンターで利用しているファイルサーバが平成 26 年に購入、総務課で利用しているファイルサーバが平成 29 年に購入ということで、耐用年数がたっておりますので、これを買い替えて1台のデータの保存性の優れたものに買い替えたいということ、これのみの計上でございます。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、事務局長。
- **○事務局長(林 豊君)** 10 ページになります。

歳出の予備費の算出根拠につきましては、物価高騰に備えて今回増額とさせていただいております。前年度は50万円ということだったんですけども、今回ですね、繰越金が230万円ということで、前年度よりも多く見込まれましたので、その分を予備費という形で50万円多く物価高騰に備えて計上させていただいたところでございます。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、林晴道議員。
- ○6番(林 晴道君) はい、再度伺いますが、繰越金230万円ね、これの扱いなんですけど、解体工事が6,000万円強で、結果200万円くらいということでありましたが、では、実際の実施設計時の見積額、それに対する落札額の割合ですね、これを見たときに事務局としてはどのような入札結果であったとか、それを教えていただきたいと思います。

それから、備品購入費のほうでね、ここの議会の議員になってから考えてるんですけど、なかなかこの会議場の備品もね、なかなかおぼつかないんじゃないのかなと思っていて、そういうのが入ってるかなと思ったんですよ。

例えばマイクなんかもね、事務局の人、一生懸命走り回って渡してくれたりしますよ。しかし、 その分集中できないなというのもあるんでですね。

備品費なんかどういうような考えでいるのか。例えば、旭市の庁舎管理負担金ということで歳 出ありますよね。市でね、これ要望してそういう備品なんかを調えてもらったほうがいいのか、 それともやはり東総広域のね、考えの中でやっていくのか。その辺の見当を教えていただきたい と、そのように思います。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) 林事務局長。
- **〇事務局長(林 豊君)** 私のほうから解体工事の入札結果について、御回答させていただきます。 まず、予算 6,306 万 3,000 円に対しまして、契約額 5,801 万 4,000 円でございまして、落札率 は91.99%ということになってます。

この結果につきましては、事務局としては経費削減につながったよい結果だと思っております。 以上でございます。

- 〇議長(地下誠幸君) 総務課長。
- ○総務課長(齋藤邦博君) 備品購入費についてでありますけども、議会のみなさんをお呼びした会議も年間多々ありますので、議員おっしゃられたマイクのような備品は組合のほうで用意したいと思いますので、今後の執行残などを鑑みまして、購入に向けて検討させていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、林晴道議員。
- **〇6番(林 晴道君)** 最後にね、小さい金額ですけど、備品費ね、いくら少額であってもやはりそ

のお金をね、税金ですから、どっちから投入するのか。そういうのはしっかり協議したほうがいいと思うんですよ。

なかなか会議室、事務室のですね、備品のですね、購入に対しての検討がなされてないのかな と思ってるから伺いましたが、今後ですね、その辺のところよく協議していただいて、しっかり 旭に借りてるお金払ってるんだから、旭でこういうのはしっかりと設備整備してくださいよとい うことが必要じゃないのかと思っておりますが、その辺の考えだけ最後に、予算に対する考えを 聞きたいと思います。

- 〇議長(地下誠幸君) 総務課長。
- **〇総務課長(齋藤邦博君)** はい、おっしゃられましたように旭市と協議して、今後検討を進めたい と思います。

以上です。

〇議長(地下誠幸君) ほかに質疑はございますか。

はい、苅谷議員。

〇8番(苅谷進一君) 9ページ、第7節報償費、弁護士相談謝礼とあります。 これ、何のことでしょうか。

- 〇議長(地下誠幸君) 総務課長。
- 〇総務課長(齋藤邦博君) 弁護士相談謝礼について回答します。

これは先日、議会のほうからですね、弁護士の意見を聞いてみてはいかがかということが出ましたので、10月31日にですね、船橋市のほうにあります弁護士事務所のほうに赴きまして、そこで相談をしたときの謝礼でございます。

(「違うべえ」「決算じゃないの」と呼ぶ者あり)

○総務課長(齋藤邦博君) 申しわけありません、間違えました。

先日、そのような事例がありましたので、新年度においてもそのような事例があるかと思いまして、同じ金額を計上させていただきました。

以上です。すいませんでした。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、苅谷議員。
- ○8番(苅谷進一君) この間の弁護士の話自体なんですけどもね、実際前年が私、今持ってないんだけど、2万 2,000 円で見てたのかどうか分からないけども、実際払ってる費用、局長、どれくらいだったか。実際、書面にしてもらったらこんなもんで済まないと思うんだよね。

だからね、そういうことを考えて、そのときには予算書できていたんだろうけども、今後想定 されることを先ほど来、全員協議会でもいろいろな内容出ていますので、こんな程度では収まら ないと思うんだよね。

後で補正組めばいいっていうならそれまでだけども、ちょっと予算の組方が安易に考えすぎているんじゃないかなということが一つ言えることだと思うんですよ。

ですから、この間、私のほうで提案があって、先ほど齋藤さん間違えたけども、実際に相談に 行った費用、それから、それに関して書面をつくった費用を提示していただいた上で、そういう 腹積もりを持っていかないと。

ちょっとこれ、安易に計上することじゃなかったんじゃないかなと思うんですよね。 その辺、どうですか、局長。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、事務局長。
- **〇事務局長(林 豊君)** 弁護士の謝礼につきまして、実はこれまで弁護士の費用というのは、組合 として計上していなかった予算でした。

今回前例がありまして、新たに予算計上しようということで、相談料をまず計上のほうをさせていただいたところです。

議員おっしゃるように、確かに書面で回答をもらうというのは事務局としても大事なことでございますので、今回当初予算としては相談料を計上させていただきまして、実際に相談をした結果、書面が必要だということになったときにはですね、執行残で今回は対応させていただければと思います。

(「いや、答弁漏れ。いくらかかってんの」と呼ぶ者あり)

- **○事務局長(林 豊君)** 失礼しました。書面としては10万円、消費税込みで11万円でございます。 **○議長(地下誠幸君)** はい、苅谷議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** 最後になっちゃうけども、2万2,000円ということは、1回の相談料、大体 弁護士は1時間でいくらって決まってんだけども、それ考えても安易な金額過ぎると思うんだよ ね。

だからひとつ答えてもらいたいのは、1時間分の相談料なのか、2時間分の相談料なのか確認 した上でですね、今後の対応を考えていく必要があると思うんですけども、予算ですから、先ほ ど林議員が言ったように、もうちょっと精度を高くね、やってもらわなきゃしょうがないと思う んですよ。

直面している問題があるということは理解の上で、その時点ではね、できているのは分かってますから、再度改めて、見方としてどう見ているのか。この2万2,000円を。何分なのか。それを答えてもらった上で、今後の対応はどうするのかをお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(地下誠幸君) 林事務局長。
- 〇事務局長(林 豊君) はい。

相談料につきましては、2時間1万円で、消費税込みで2万2,000円となっております。

今後の予算につきましては、今抱えている組合の事業の課題等をきちっと把握し、それに対応 する予算を計上していきたいと考えております。

訂正します。2時間2万円でございました。失礼しました。1時間1万円の2時間を計上しております。

O議長(地下誠幸君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第2号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) 議案第2号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと 市町村圏事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の19ページをお開きください。

この特別会計は、東総地区ふるさと市町村圏基金を財源に、職員共同研修事業、銚子連絡道路 整備促進事業の経費を計上しております。

なお、令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により中止としていた 中学生海外派遣研修事業につきましては、令和5年度におきましても、いまだ感染症が終息して いない状況を勘案し、渡航先での生徒の安全が確保できないことから、中止とさせていただくこ とといたしております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を371万4,000円と定めるものでございます。

25ページをお開きください。歳入予算でございます。

2款1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金は、各種事業の財源に充てるため、基金の一部を取り崩すもので、前年度と比較して301万6,000円減の91万3,000円でございます。

3款1項1目繰越金は、前年度と比較して230万円増の280万円でございます。

26ページをお開きください。歳出予算の主な事項を御説明いたします。

1款1項1目ふるさと振興費は、351 万 4,000 円で、主な内容でございますが、12 節委託料は、職員共同研修の民間講師の講義委託料でございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金でございます。

東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して 71 万 6,000 円 減の 371 万 4,000 円でございます。

議案第2号の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) はい。

議案第3号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の27ページをお開きください。

この特別会計でございますが、ごみ処理広域化推進事業に係る人件費や施設の管理運営、整備等に係る経費を計上しております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を 14 億 8,300 万円と定め、第2条は、一時借入金の限度額を 100 万円と定めるものでございます。

33ページをお開きください。歳入予算について御説明いたします。

1款1項1目衛生費負担金は、構成3市の負担金で、前年度と比較して、4,673万9,000円減の 8億1,289万円でございます。負担金の内訳は、施設の管理運営費に係る負担金が7億9,002万 1,000円、施設の建設費に係る負担金が2,286万9,000円でございます。

この負担金に係る関係市の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。負担金条例に基づき、

均等割20%、ごみ処理量割80%で算出をしております。

2款1項1目行政財産使用料は、敷地内の電柱等に対する占用料などを見込んでおります。

2款2項1目清掃手数料は、施設への搬入ごみ手数料で、前年度と比較して、1,233 万円減の3 億7,989万5,000円でございます。

5款1項1目繰越金は、904万2,000円を見込んでおります。

6款1項1目雑入2億8,110万5,000円は、東総地区クリーンセンターにおいて、焼却に伴う 余熱を利用して発電した電力の売電収入配分金、ペットボトルや缶などの資源化物の売払収入等 でございます。

35ページを御覧ください。歳出予算について、御説明いたします。

1款1項1目清掃総務費 6,978 万 4,000 円は、職員の人件費や公用車に係る経費など、ごみ処理全体に係る総務的な経費でございます。

主な内容としまして、1節報酬の一部と2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、東総地区 クリーンセンター及び旭市役所海上庁舎において、業務に従事をする環境施設課及び中継施設課 の職員の人件費でございます。

- 10 節需用費は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費等でございます。
- 13節使用料及び賃借料は、公用自動車賃借料等でございます。
- 36ページをお開きください。

2目ごみ処理費1億9,823万7,000円は、旭市及び匝瑳市の中継施設から東総地区クリーンセンターまでの運搬業務に係る経費でございます。

主な内容としまして、12 節委託料のごみ積替運搬業務は、旭市と匝瑳市の中継施設から東総地区クリーンセンターまでの積替運搬業務を実施するものです。また、資源ごみ運搬処理業務は、匝瑳市が委託するステーション収集で集められた資源ごみの仕分けや、一時貯留した場所から東総地区クリーンセンター等への運搬業務を実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、関係市が実施するステーション収集業務に係る経費につきまして、搬入先を既存ごみ処理施設とした場合と東総地区クリーンセンターとした場合の経費差額分を組合から関係市に対して支出する負担金などでございます。

3目塵芥処理施設管理費は、東総地区クリーンセンターの管理運営等に係る経費でございます。 主な内容としましては、12 節委託料の管理運営業務は、東総地区クリーンセンターの管理・運 営を民間事業者に委託し、実施するものでございます。

管理運営モニタリング業務は、施設の管理運営業務が要求水準書どおりに実施されているか、 業務の実施内容等につきまして、客観的な評価などをコンサルタントに委託し、実施するもので ございます。

有害ごみ等処理業務は、蛍光灯及び廃電池等の処理困難物の処分を外部委託し、実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、東総地区広域ごみ処理施設の建設及び稼働に係る協定書に基づき、東総地区クリーンセンター周辺の 16 町内会に対しまして、施設周辺における地域住民の融和及び地域コミュニティの醸成の促進のほか、生活環境の保全及び地域環境の美化に関する活動支援などを目的としまして、年額合計1,000万円を補助金として支給するものでございます。

4目最終処分場管理費につきましては、東総地区最終処分場の管理運営等に係る経費でござい

ます。

37ページを御覧ください。

主な内容としまして、12 節委託料の管理運営業務は、東総地区最終処分場の管理、運営を民間 事業者に委託し、実施するものでございます。

管理運営モニタリング業務は、最終処分場の管理運営業務が要求水準書どおりに実施されているか、業務の実施内容等につきまして客観的な評価などをコンサルタントに委託し、実施するものでございます。

副生塩処分業務は、最終処分場の浸出水処理施設の脱塩処理工程において排出される副生塩の 処分を外部委託し、実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、東総地区広域最終処分場の建設及び稼働に係る協定書に基づき、最終処分場の地元の銚子市森戸町内会に対し、地域の生活環境の保全及び増進に配慮するための地元貢献策として、年額300万円を補助金として支給するものでございます。

5目の中継施設管理費につきましては、旭及び匝瑳中継施設の管理運営等に係る経費でございます。

主な内容としまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、旭及び匝瑳中継施設において業務に従事する職員等の人件費でございます。

10 節需用費は、作業用車両の燃料代及び修繕料のほか、中継施設内の電気、水道代等でございます。

12 節委託料でございますが、主な委託業務内容としまして、一般廃棄物等計量業務委託料は、 旭中継施設において、ごみ処理手数料の徴収を含む、受付業務を実施するものでございます。

粗大ごみ等積載業務委託料は、旭及び匝瑳中継施設において、搬入者の誘導、一般廃棄物の仕分作業などや、匝瑳中継施設に搬入されるごみの選別や積込み業務等を実施するものでございます。

38ページをお開きください。

1款2項1目施設建設費 2,286 万 9,000 円は、銚子市の既存ごみ処理施設解体撤去に係る経費のうち、交付金等を差し引いた実質負担額につきまして、実施主体となる銚子市に負担金として支払うものでございます。

39 ページから 47 ページまでは、廃棄物減量等推進審議会委員、環境施設課及び中継施設課職員、会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

48ページにつきましては、債務負担行為に関する調書となっております。

議案第3号につきまして、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑はありませんか。

はい、林晴道議員。

〇6番(林 晴道君) はい、それでは議案第3号ですね、こちらは一般廃棄物処理事業特別会計の 予算について。

まずは、33 ページの歳入から。2款2項、1節ですね。一般廃棄物処理手数料、これが3億7,989万円となっていますが、このですね、各施設ごとの見込額を伺います。

次に、5款1項繰越金ですね。904万円の具体的な内容を伺います。

次に、その下段ですね。6款1項、2節資源化物売払収入として1億2,646万円の種類別の売り払い先と金額についてを伺います。

次、飛んでですね、36ページ、2目12節ですね。委託料は、説明欄の資源ごみ運搬処理業務に関してですね、2,838万円とありますが、この運搬車両のですね、施設ごとの保有状況ですか、を伺いたいと思います。

次は、3目ですね。12 節、説明欄にある管理運営業務として9億 5,665 万円ですけども、委託 先とのですね、協議の場がどのようになっているのか。

あのようにダイオキシン、冒頭でありましたけど、問題に対してもですね、プロパーの方の意見を直接聞くことができないと。会議を外したところで参考人でどうなんだろうかなということも言いましたけど、そういうことはしないということであるんであれば、事務局、それから担当課としては委託先とですね、どのような協議の場が設けられているのか。

これは随契のようなものでね、予算変わらないんでしょうけれども、その辺のところをね、ちょっとここで引き出して聞いてみたいなと、そのように思いました。

それから、その下にある管理運営モニタリング業務委託ですか。これは全く分からないので、 どういうものなのかね、分かりやすく伺えたらありがたいと、そのように思います。

続いて、37ページですね。5目の12節ですか。こちらの委託料の中にですね、計量業務等もあるのでここで伺いたいのは、施設ごとの人員の配置。何人ぐらいの人員を配置させているのか。

それから、持ち込みごみのですね、数量も分かるようであれば、ここの予算でこなしてるんで しょうから、教えてもらいたいと、そのように思います。

それから最後はですね、38 ページの2款の予備費ですね。こちらの予備費に関しては、906 万円の予算計上されていますけども、過去の充用実績を伺いたいと思います。毎年、昨年、一昨年というふうにあるのであれば、直近の実績を聞きたい。なければ、さかのぼってでもいいので、どういうものに関して使ったのかを伺いたいと、そのように思います。

以上です。

質問ごとに回答もらえますか。

〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。

〇環境施設課長(宮内雄治君) はい。

まず1つ目、2款2項の一般廃棄物処理手数料の施設ごとの内訳ですが、まずクリーンセンターが3億4,019万5,000円。旭中継施設が2,354万2,000円。匝瑳中継施設分が1,615万8,000円になります。

続きまして、繰越金の内訳ですけども、こちらのほうは令和4年度の予算額の予備費分を繰越 金として計上しております。

3つ目の御質問の資源化物の品目ごとの見込額ということですけども、主なもので言いますと、アルミ缶のプレス品、これが約 4,780 万円。スチール缶が 1,180 万円。あとですね、紙類で言いますと、新聞が 880 万円、雑誌が 260 万円、段ボールが 750 万円と。すいません、もう少し品目あるんですが、それぞれの品目ごとに単価の契約をしておりまして、それで見込額を出しております。

あと、質問が飛びまして5番目に質問がありましたクリーンセンターの運営に係る協議の場ということなんですが、こちらの運営費を決定するときには運営会社と協議をしておりまして、来

年度の運営費を決定する根拠というのが物価の変動費、品目ごとのいろんな指標があるんですけども、前年度の8月から、令和5年度の予算でいいますと令和3年の8月から令和4年7月までの1年間の物価変動の金額を確認しまして、その増減を見直しの割合として運営費を算出しております。

毎年そういう協議を行った上で、運営費については見直しをしているということでございます。 続きまして、同じくクリーンセンター運営に係るモニタリング業務なんですが、クリーンセン ターの運営自体は、組合側から要求水準書、仕様書というものを出しておりまして、それにのっ とった仕事、業務をやっていただいております。その中で業務の履行内容が要求水準書どおりや っているかを確認するために、コンサルタント会社に業務の実績の報告書の内容の確認だったり、 現場の施設の稼働状況の確認だったりというものを月に1回会議を開いて、現場の確認だったり 書類の確認をしていただいていると。それがモニタリング業務という内容になります。

あと最後の予備費 906 万円の関係なんですが、こちらのほう、私の記憶ですと予備費を利用した実績はなかったかと思います。

以上です。

(「ちょっと順番ぐじゃぐじゃになっちゃってるよね。質問した順番に受けられない」と呼ぶ者あり)

- **○環境施設課長(宮内雄治君)** すいません、中継施設課の担当の質問がございましたので、先にこちらのほうの答えさせていただきました。すいません。
- 〇議長(地下誠幸君) 中継施設課長。
- **〇中継施設課長(岩瀬 哲君)** はい。では、林議員のほうからのお尋ねに対して、回答させていた だきます。

まず、各施設のですね、運搬に関する車両の内訳ということでお尋ねがありましたけども、旭中継施設のほうなんですけれども、4トンダンプ車が2台、それと3トンのパッカー車が1台、2トンのダンプ車が1台、あとですね、10トンのパッカー車が1台、それとアームロール車、こちらが1台というふうになっております。

匝瑳中継施設のほうは、運搬に係る車両というのは 10 トンのパッカー車が 1 台のみになります。 これが令和 4 年 12 月末現在での組合での所有する車両となっております。

続きまして、各中継施設のほうの人員のほうなんですけれども、旭中継施設のほうがですね、 衛生技術員が4名、匝瑳中継施設のほうが匝瑳市からの出向の事務員が1名、会計年度任用職員 が4名ですね。

各施設ごとの持ち込みの数量というお尋ねだったんですけれども、申しわけございません、今、 手元に資料がございませんで、こちらのほうはまた後ほどということにさせていただければと思 います。

(「順番だけ確認したいんですけど。質問した順で答えてもらえないんですか」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(地下誠幸君) はい、林晴道議員。
- O6番(林 晴道君) それでは、再度質問をしたいと思いますが。

まずはですね、歳入のほうでね、諸収入で資源化物の売り払いなんですけど、それも答弁漏れなんですかね、種類別ごとの何となく金額しかありませんでした。

これは、売り払い先の状況を伺いたいと、そのように思います。

それから、36 ページは2目ですね、12 節の資源ごみ運搬処理業務 2,838 万円ですね。先ほど各施設の車両の保有台数を伺いましたが、運搬車両のですね、契約の状況を聞きたいと思います。

中継施設をね、今後整備するに当たって、その車両がどのような契約になってて、その後も使える状況なのか。

それとも、それを売るだとか、違う形で使うだとか、何かそういうものが発生するであろうと 感じるので、その部分を特にお伺いしたいと、そのように思います。

それから、3目のほうの 12 節ですか、管理運営業務。これのですね、委託先との協議の場といいましたけど、分からないので具体的にね、今回のダイオキシンの話があったときに、すぐ早急にですね、委託先としっかりと協議ができるのかどうなのか。どのくらい踏み込んでですね、中身が提示がされるのかどうなのか。

その辺、重きを強く置いて聞きたいと思いますので、お願いしたいと、そのように思います。 それから、あと37ページの5目にある、下の委託料の中での、人員配置は聞きました。

それから、持ち込みをされるごみのですね、重さが分からないのであれば、例えば、持ち込むですね、各施設ごとの車両の台数、今日ここにあるんでね、台貫で何台くらいが持ち込まれてるのか、施設ごとに。分かれば伺いたいと、そのように思います。

それから最後にですね、予備費906万円を聞きました。

過去の充用実績がないということでありますけれども、宮内さん、長くいて、分かる範囲でないのにですね、この 906 万円というのがね、歳出総額 14 億 8,300 万円ですよね。その中でなぜこの数字を算出しているのか、その根拠を教えてもらいたいと、そのように思います。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○環境施設課長(宮内雄治君)** まず1番目の資源廃棄物の売却先なんですが、こちらのほうは3か月に1回契約を見直しておりまして、令和4年 10 月から 12 月のをまとめてあるので御紹介させていただきます。

アルミ缶のプレス品が共同リサイクル。スチール缶のプレス品が鈴木浅雄商店。紙類が竹内商店。自転車とかですね、その他金属がガラスリソーシングという業者さんに引き取りをお願いしているということです。

- 〇議長(地下誠幸君) 中継施設課長。
- **〇中継施設課長(岩瀬 哲君)** 運搬車両に関して契約の状況というお尋ねあったと思うんですけれども、旭中継施設で先ほど述べました車両、ダンプ類であるとかアームロール車、パッカー車ですね、これは全て組合のほうで所有している車両を委託受注している業者のほうに貸し付けて、その車両を使用して運搬を行っているという状況が現在の状況です。

匝瑳中継施設に関しましては、先ほど 10 トンのパッカー車1台のみということですけど、こちらのほうも組合の所有ということでありますので、運搬を行っている業者のほうに使用させているという形をとっております。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- 〇環境施設課長(宮内雄治君) はい。

3つ目の質問で、クリーンセンターの管理運営委託の関係で、運営事業者と協議の場がどのよ

うになってるかという御質問で、特に今回ダイオキシン等が超過した場合の対応なんですが、県のほうから超過の報告を受けまして、すぐ運営事業者並びに建設事業者のほうに至急来ていただきまして、協議をしました。

原因の推定、推測であったりとか、対策の話というのを協議の場を設けて実施しております。

- 〇議長(地下誠幸君) 中継施設課長。
- **〇中継施設課長(岩瀬 哲君)** 続きまして、中継施設課のほうから先ほど各中継施設の計量所での 受付台数の状況というお尋ねがあったと思いますが、おおむねの1日の平均台数でよろしいでしょうか。

匝瑳中継施設がですね、おおむね 50 台から 70 台の間、旭中継施設が 1 日 150 台から 200 台の間というような台数になろうかと思われます。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) 林晴道議員。
- ○6番(林 晴道君) 最後絞って2点ぐらいかな、伺いたいんですが。

まずですね、資源化物の売り払いに関してね、支出に関しては物価高ですか、そういうのを加味していろいろ予算編成されたようでありますけども、収入見込みに対するですね、物価高の積算状況だとかね、何か具体的な取組があるのであれば、買取業者さんがね、ここに来て結構変動が大きいということを聞くんですよね。

その辺の何らかの新たな取組を考えて予算のほうを計上されてるのかね、その辺の部分を最後 に伺いたい。

あともう1点ですね、中継施設に関するですね、予算書どこだということでなくて、予算に関 してなんですけども、運搬車両のですね、契約状況などは新たに今後、中継施設、匝瑳、次に旭 という計画がある中で、そこを見越したですね、車両の利用計画になっているのか。その辺なん ですよ。

その後、売れるからいいんだよとか、そういうことであればいいんですが、無駄な予算を組まずに、しっかりと事業の中で中継施設が、匝瑳がいつだ、旭がいつまでだというふうにあるから、その辺を加味した予算の編成になっているのか、その部分。

その2点ですね、分かりやすく聞きたいなと、そのように思います。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) まず1点目、資源物の売り払いの関係で、今の物価の変動等に対して、何か配慮を検討しているかというお話だったかと思うんですけども、今回の歳入予算につきましては、令和4年1月から12月までの契約の実績をもとにしまして、見込額を立てさせていただいております。

あと、事業者さんとの協議の中で3か月に1回契約の、当然物価変動もございますので、3か月に1回契約を見直して、見積り合わせを実施して、その都度適正な価格で引き取りをできるように契約上は配慮しているというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) 中継施設課長。
- **〇中継施設課長(岩瀬 哲君)** 現在こういう車両がですね、今後の中継施設等の新設等に伴って、 そのまま引き続き使うのか、それとも更新とかというような方向で考えているか、今後の方向性

ということなんですけども。

令和3年度からですね、旭、匝瑳で仮設という形で運営がスタートするに当たって、旭クリーンセンターで使っていた車両、匝瑳の松山の環境衛生組合で使っていた車両等を利用してですね、スタートを切ったわけですけども、10トンパッカー車はおのおの1台ずつ。

今後の中継施設がどのような整備が進むかというのが流動的な部分があるので、委託の状況ですとか、今後の運営の方法がまだ決まっておりませんもので、はっきりとは申し上げられないですけれども、なるべく今ある車両を利用してですね、なるべくお金のかからないような形で。

ただ、古くなってしまったものに関しては、更新も必要になると思いますので、その辺のところはまだ不透明な部分がありますので、今言えるのはこのようなことだけです。

はい、以上です。

○議長(地下誠幸君) ほかに質疑ございますか。

環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) すいません、先ほど予備費の根拠というか、質問があったと思います。

こちらの予備費については、一般廃棄物ごみ処理特別会計のほう、事業費が 14 億円というふう に、結構大きな額になっております。

その中で、組合で車両を持ってる分については燃料等も購入しておりますので、そういう物価変動というのが大分大きく今後も影響を受けるのかなというのもありまして、予備費を見させていただいております。

正直なところ、内訳といわれますと積算というわけではなくて、この程度見させていただきたいということで、金額を計上させていただいております。

以上です。

〇議長(地下誠幸君) 午後4時25分まで休憩いたします。

午後4時15分 休 憩

午後4時25分 再 開

○議長(地下誠幸君) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございますか。

はい、苅谷議員。

〇8番(苅谷進一君) 議案については、反対はしません。はっきり言っときます。

しかしながらですね、この当初予算に、私、一般質問で申し上げますけども、緊急事態のマニュアルがない。何で予算にこれが入ってないか。

私が言ったのは一昨年前ですよ。

それでとどのつまりダイオキシンだ、何だと。問題が起きてるわけじゃないですか。

鳥インフルエンザが起きたときにどういう施設が対応するのか。これ、みんな緊急事態ですよ ね。

何でこういうものをね、予算化してないかという。これは問題ですよ。

だって、ダイオキシンのときなんか、地元の岩井先生が知らないわけですよ。それで物事が進んで。こんなことあり得ない。

やっぱり緊急時マニュアルを本来であれば当初予算に載せるべきだった。これは重要なミスで すよ。

だけど議案は反対しません。

その上で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでですね、具体的な内容なんですが、36ページと37ページにわたるわけですけども、放流 水の調査費が60万円弱見てるんですね。これ、両施設見てると。

これに関してなんだけども、放流はあくまで施設にまいてる放流はしないで、雨水排水だけの 放流だと思うんですよね。その費用に 60 万円もかかるかなと。

これ、疑問に思うわけですよ。この詳細をまず1つ。

それからですね、12 節の委託費のところの副生塩処分費 1,400 万円。今年の実績、いくらだったの。何でこんなに見てるの。おかしいでしょ。業者のためにわざわざ機械回して塩なんか取る必要ないですよ。

視察に行った渋川の施設は、実際のところ、そんなに稼働しない状態で全然、塩出てなかった んですね、副生塩が。

これは、何でこんなに 1,400 万円見てるのか。実績から考えても、この間、試運転やったとい うのは、前回の段階で聞いてましたけど。

それがおかしいということです。お答えいただきたいと思います。

それから 38 ページ。衛生費のところの、銚子市さんの施設に対する負担金のところの部分で、 1,200 万円弱が減っていると。

内容の説明がなかったよね。内容の説明をください。

はい、1回目。

〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) まず、1点目、緊急事態の対応マニュアルがないということで、今回業務委託の予算化もしてないということで、こちらの件については申しわけございませんでした。

今後、早急に策定できるように、まずは今後の計画というか、どのようにまとめていくかというのを含めて考えさせていただきたいと思います。すいませんでした。

2点目、放流水の調査の関係。

こちらのほう、御意見のとおりで、どちらの施設も施設からは雨水排水しか出していない状況なんですけども、地元との協議の中で年に2回、放流水の水質調査していただきたいと要望がある中で実施しているものです。

調査項目としては、生活環境項目の6項目というものと健康項目の 27 項目、プラスダイオキシン類ということで実施しております。

こちらのほうは業者のほうから参考見積りいただいてまして、それを予算化させていただいて おります。

続きまして、副生塩の処分費用、3点目の質問なんですけれども、今年度も予算化はしてたんですが、塩のほうがまだ発生していないということで、今年度は委託契約もしておりませんし、

処分の実績はございませんが、令和5年度、塩の処理も今、出始めておりますので、それの処分 費を見込んでおります。

年間の発生量が約 200 トンで見込んでおりまして、その分の処分費用ということで今回 1,400 万円を計上させていただいております。

最後、銚子の負担金の2,200万円の根拠なんですけども、銚子市のほうの……

(「2,200 万円の根拠じゃないでしょうよ。人の話よく聞いてろよ。減った内容を言ってないだろっつってんでしょ。そうでしょ。俺の言ったのはそうだよね。減った分の内容を説明しなさいっつったじゃん」と呼ぶ者あり)

- ○環境施設課長(宮内雄治君) こちらの前年度 3,500 万円に対して、今年度 2,200 万円になっている内容としましては、前年度は委託料でクリーンセンターの関係で、共同利用施設の測量調査と基本設計業務の委託料で 1,450 万円ぐらい見ておりました。その分も含めて、差額として今回 1,200 万円減額になっているという状況です。
- 〇議長(地下誠幸君) はい、苅谷議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** まず、緊急マニュアルについてですけど、何か悠長なことを宮内環境施設課 長は言ってるんだけど、こんなの業者に委託するとか何とか、地元のこと考えたらですよ、すぐ にやるべきですよ。補正でも組んで、これすぐにやってもらわないと困りますよ。

だって、聞くところによると、この間、銚子のね、市長さん行って、鳥インフルエンザの件で 地元説明会やったんでしょ。やったんでしょ。

それ、議員に説明したか。我々議員に説明しましたか。してないでしょ。そういうことが緊急 時の連絡で一番必要なんですよ。

我々行かないにしても、銚子の市長さん行ったり、みんな行って説明してるわけじゃないですか。御迷惑かけてるじゃないですか。

そういうことを我々議員に知らせることも責務じゃないですか。だから緊急時の対応が何もで きてないという。

あれだけの 300 億円、運営管理費入れて 500 億円以上の施設を考えて、緊急マニュアルないっていうのはおかしいよ、これ。都市部だったら、とんでもない話だよ、これ。

管理者、申しわけないんですけど、早急にですね、事務局と調整していただいて、マニュアル 作成に向けた補正を、今後またいろんなものの補正もあるでしょうから、進めていただけるよう 管理者、副管理者お二人でですね、協議をしていただいてですね、この場で答弁いただきたいで すね。暫時休憩していただいても。

一応まだ質問途中なんで。すいません。

それで、次にですね、放流水に関してもね、こういう問題もちゃんと我々議員に経過報告すべきじゃないのか。1回もそんな報告ないよ。

お金かかっていることは、基本的には報告すべきなのが、この広域議会の宿命じゃないですか。 地下議長、どう思いますか。

- 〇議長(地下誠幸君) 同感です。
- **〇8番(苅谷進一君)** であれば、放流水だのいろんな問題が出て、チェックして。お金がかかった ものは全て、郵送でも結構ですよ、この議会議員には知らせるべきだということが、本来の責務 であると。

ただ予算ください、やりました、その結果は、まあ問題なければいいにこしたことはないですけども、ちゃんと報告義務っていうのが全てにおいてあるわけですから、そこは徹底していただきたい。それが2点目。

3点目、副生塩の件なんですけどね、何か出ました、出てますって、別に動かさなきゃ出ない もんだよ、あれ、はっきり言って。それを何で無理やり動かさなきゃならないのか。

業者にちょろまかされてんじゃないのか、それ、はっきり言って。何も動かさなくてこさない ことを 1,400 万円は大金ですよ。

渋川行って私、調べてきてもいいけど、おそらくそんなに稼働してないはずですよ。

じゃあ、入札でこうやってお金のかかる施設に設計上、施設管理課が誘導したわけか、これ。 そんなことじゃないでしょ。

あれだけ視察に行って、こういういい施設があるからこれを入れるってやってたんだから、お 金かかんないように運用するのが基本じゃないですか。

担当、答えてください。

それから、さっき負担金のところ、もごもごって言ってましたけど、減ったところは減ったでいいですけども。

それで負担金の用途として2,200万円の内容をね、明確にしてください。

以上、2回目。

- 〇議長(地下誠幸君) 米本管理者。
- **〇管理者(米本弥一郎君)** 苅谷議員の御質疑にお答え申し上げます。

まず緊急時マニュアルにつきましては、文字どおり緊急時、いつ起こるか分からないことに対応するためのマニュアルでございますので、早急に作成できるように努めてまいります。

また、検査結果等の報告につきましても、これまで漏れていたということで大変申しわけなく 思います。今後はきちんと議員の皆様にも報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 2点目の放流水の結果の報告についてですけども、こちらのほう、申しわけございませんでした。放流水の水質分析の結果が出次第、議員の皆様に報告をさせていただきたいと思います。

3つ目の副生塩の関係なんですが、こちらのほう、水処理施設を造ったメーカーとの協議の中で、施設の稼働をおくらせて少ししてから動かす場合と、埋め立て当初から散水して施設を動かす場合のどちらがいいのかという協議の中で、やはり副生塩がどうしても水処理の中で出てきますので、ためてからやるとだんだん当然濃度が高くなることもありますので、埋め立て当初から散水して、徐々に水処理を実施するほうがいいというメーカーからのアドバイスもございまして、水処理を開始しているということでございます。

4点目の銚子市の解体撤去に係る負担金の関係なんですが、工事に係る事業費について交付金を差し引いて、残りの部分を起債を充当しておりまして、その起債の償還に係る費用も含めて組合の負担額というのを算出しておりまして、令和5年度分の実質の負担額の合計がこの 2,200 万円という数字になっております。

(「いまいちよく分からない」と呼ぶ者あり)

○環境施設課長(宮内雄治君) 実際の工事に関して、銚子市のほうで工事の請負費として払っている金額は約5億7,000万円ぐらい、令和5年度あるんですけども、そこに対して交付金が1億6,000万円ぐらいあります。

残りの部分を起債を借りていただくんですけども、その起債の返還、償還に係る部分、それが 実質の負担額になりますので、それを組合、3市で負担すると。その負担金額が令和5年度でい いますと、2,280万円ぐらいということで、その分を予算に計上していると。

(「じゃあ金利だ。何なの。実質的な内容言ってないじゃん、あんた。過程言ってるだけじゃん」と呼ぶ者あり)

〇環境施設課長(宮内雄治君) 金利部分が……

(「そこが重要なんだよ」と呼ぶ者あり)

○環境施設課長(宮内雄治君) 1,813 万円が一般……

(「ちょっと暫時休憩したほうがいいな」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 暫時休憩いたします。

午後4時38分 休憩

午後4時39分 再 開

〇議長(地下誠幸君) 再開いたします。

はい、環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) まず内訳なんですけども、工事請負費として支払う額が全体で5億7,773万1,000円。それに対して、交付金が1億5,949万8,000円ございます。

それに対して起債を充当しまして、残りの一般財源の額、現金として必要な分がまず 1,813 万 3,000 円ございます。

それと起債を借りたことによって、利息を含めて元利返還しなければいけない額が 473 万 5,000 円ございまして、この合計が 2,286 万 9,000 円と。こちらを予算化させていただいております。

(「最初からそうやって言えばいいじゃん」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(地下誠幸君) はい、苅谷議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** まず最初にですね、放流水に関しては、前のデータもちゃんと全部まとめて 出してくださいね。やっぱりそれが銚子市さんのためなんだから。

我々はちゃんとモニタリングしてますよと、問題ないですよと。私も銚子市さんに結構行って ますからね。あの辺にボスもいますからね。

そういう面ではきちっと報告をしたときに、聞かれたときに我々3市の議員は答えられるようにしておかなきゃならないと思うんですよ。ですから、十分その辺の報告書をお願いします。

先に管理者のほうからお答えいただきました緊急時マニュアルにつきましては、ぜひ管理者間で話し合いをしてですね、早急に具体的にし、補正予算を組んでマニュアルを作っていただきたい。

前段でですね、一応できたら我々にも相談の段で開示をしていただいて、一番そういう場で対応していただく、地元である銚子市さんには十分理解をいただけるよう我々議員としても洗いた

いと思いますので、事前に全協でですね、早急に資料を出していただいて進める形がいいかと思います。

銚子市さんも議員の選挙があるわけですから、こういう問題は重要だと思っておりますので、 その辺、十分取り計らいをお願いしたいと思います。

それからですね、先ほど宮内課長がおっしゃっていた副生塩に関してなんですけど、業者と話をして、動かしたほうがいいだろうとか、動かさないほうがいいだろうって、そんな話、今回初めて聞いたんですけど。

私は視察に行ったところ、やつが「ああ、動かなくて、これはお金もかからなくていいなと思った」って。そのために視察に行ったんですよね、宮内さんね。

そうすべきなのに、何でそうやらないで、お金のかかる施設を造るわけか。

あのとき運用して1年ちょっとたっても全然動いてませんって。お金かかりませんって。それ を視察に行ったんだよね。

それなのに、何でお金のかかる施設になっちゃってるわけか。

これ申しわけないけど、おかしな話ですよね。その辺を十分回答をいただきたい。

それから、最後の銚子市さんの負担金。

結局はそういう起債を組むに当たって、広域からも均等にお金が出てるということが確認されたんで、今後の対応についても、3市共同で物事を進めていかなきゃならないんだということは理解できました。ありがとうございます。

では、副生塩について御回答をお願いします。

〇議長(地下誠幸君) はい、環境施設課長。

〇環境施設課長(宮内雄治君) はい。

議員おっしゃられるとおりで、視察に行ったときに渋川の施設のほうで、施設はまだ動かしてないという話は事務局としても確認しております。

事務局としましても建設・運営始まるまで、当初ですね、そういう運用の仕方も当然考えていたんですけども、その中で今回水処理施設を造ったメーカーに、実際に運転・管理している会社ではないんですが、いろいろアドバイスをいただきながら運転・管理をしているわけなんですけども、その中でやはり長期的に見た場合には、先ほども説明したとおりで、濃度が濃くなる前に少しずつ散水をして水処理を始めたほうが、処理が安定してできるというようなアドバイスをいただいている中で、水処理施設の運転、散水等を始めているという状況でございますので、御理解いただければと思います。

○議長(地下誠幸君) ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。以上で、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) はい。

議案第4号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算 (第1号) について、御説明いたします。

議案第4号、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,056 万 3,000 円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 13 億 8,743 万 7,000 円と定めるものでございます。

5ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目衛生費負担金は、1億9,889万9,000円減額で、補正後の額は6億6,073万円となっております。

これは関係市からの負担金で、管理運営費分は1億7,978万円の減で、建設費分は1,911万9,000円の減となります。

5款1項1目繰越金は、前年度の決算を踏まえ、1億3,833万6,000円増額し、補正後の予算額は1億4,363万5,000円でございます。

6ページを御覧ください。歳出でございます。

1 款 1 項 2 目ごみ処理費は、4,144 万 4,000 円減額で、補正後の額は 1 億 8,915 万 3,000 円でございます。

補正の内容は、18 節負担金、補助及び交付金に計上しておりました収集費用差額分負担金につきまして、今年度分の負担金額が確定したため、予算額に対する執行残額 4,144 万 4,000 円を減額するものでございます。

1款2項1目施設建設費は、1,911万9,000円減額で、補正後の額は1,634万4,000円でございます。

補正の内容は、12 節委託料に計上しておりました共同利用施設の測量調査業務及び基本設計業務につきまして、事業見直しに伴い、執行しなかったため、当初予算額、合計 1,455 万 3,000 円を減額するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、銚子市既存ごみ処理施設の解体撤去費負担金につきまして、今年度分の実質負担額が確定したため、予算額に対する執行残額 456 万 6,000 円を減額するものでございます。

議案第4号につきまして、説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

はい、林晴道議員。

〇6番(林 晴道君) それでは議案第4号のですね、一般廃棄物処理特別会計の補正予算ということで、減額補正ということになっておりまして、2点聞きたいのが、要因としましてね、収集費用差額分というところで4,000万円の金額なんですよね。

これ、大きな見込み違いであったのではないかなと。4,000 万円あればね、例えばほかの事業に 充当できたということも言えるわけなんですよ。

その辺に関しての事務局の考えはいかがなものか、それを伺いたいなと思います。

それから、もう1点ですね。

共同利用施設のものが減額の理由となっていますが、僕もずっと会議のたびに質問してきましたけれどね、令和5年度の予算見ても、これにかわるような事業が予算計上されてないように思うんです。

具体的にこれにかわる事業、どのようなものを検討して事業を起こすのか、その辺のところを

伺いたいと思います。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 今回の補正の関係で、まず収集費用の差額分の負担金で 4,144 万 4,000 円の減額なんですが、申しわけございません、こちらの見込みが大きかったのは確かなんですけども、この収集費用の差額分というのは、銚子、旭、匝瑳の3市でステーション収集の契約を実際にしていただきまして、その契約した金額をもとにこの差額分というのを出しております。こちらのほうでは、この差額が払えなくなると問題がございますので、前年度の実績プラスアルファの金額、ちょっと加算した金額で事業費を見込んで予算を組ませていただきました。

実際契約になったときに、それに対して若干契約額の減額があったこともございまして、実際 には 4,000 万円の差額が出てしまったということで、こちらのほうは少しずつ差額が小さくなる ように、見込額を立てるときに検討していきたいと思います。

申しわけございませんでした。

続きまして、共同利用施設に関する予算、令和5年度について今後どのような見込みかという ことかと思うんですけども、今のところ、正直なところ、案というものがないような状況ですの で、地元との協議を踏まえながら検討させていただきたいというふうに考えております。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、林晴道議員。
- **〇6番(林 晴道君)** 費用の差額がね、出てしまった理由は承知しました。

しかしながらね、この事業の中で 4,000 万円からの見込み違いというのは、僕は大きいという ふうに感じますよ。

この大きい金額ね、ほかの事業に充当できるんですよね。

そういうことをですね、局長、どのように思っているのか。その部分、さっき課長では抜けて たんでね。その辺の見込み違いの金額、大きいということとね、それをしっかりとほかの予算に 充当できましたんで、その辺に関して伺いたいと、そのように思いますね。

それから、共同利用施設の後の計画がまず立ってないということであります。

ぜひ慎重にしてもらいたいと僕も申し上げてきました。前の施設の利用であれば、目的をちょっと広くしてね、旭だとか匝瑳さんがしっかりと認めて、一緒に使えるようなね、施設にすべきじゃないのかなとか、銚子のほうに帰属してもらって管理を任せたらどうだろうかとか。

いろんな形で質問をしましたが、ゼロベースで進めていくということであればね、やはりもう 一度地元のですね、意見収集は必要であろうかと思うんですが、目的を変えるんじゃなくてプラ スして、匝瑳と旭のね、意見もしっかりと組み込んでいったらいかがかなと思うんですね。

最低でもここにいる匝瑳から選ばれた議員、旭の議員、それから銚子の議員いるわけですから、 その辺の意見も目的追加に対してね、しっかりと受け入れていただきたいと思うんだけども、い かがでありましょうか。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、事務局長。
- ○事務局長(林 豊君) 収集費用差額分の執行残 4,000 万円、非常に大きいということで、ほかの事業にもきちんと充てられたわけじゃないかということで、甘いんじゃないかということに対してなんですけれども、実際、申しわけありません、予算編成について甘かったと思っております。今後ですね、事業計画及び予算編成につきましては、これまでの事業実績も踏まえまして、事業の内容をよく精査した上でですね、構成市に過度な負担を求めないよう、不用額縮減に努めま

して、予算の算出を今後きちんとしていきたいと考えております。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 共同利用施設の件につきましては先ほど御回答させていただいたとおり、実際には新たな案というのはございませんので、今の議員さんからの意見含めまして検討させていただきたいと思います。
- O議長(地下誠幸君)
 ほかに質疑はございますか。

 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

次に議案第5号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) はい。

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定について、御説明いたします。

これまで地方公共団体においては独自に個人情報保護条例を定めるところにより、各団体が所有する個人情報の適切な管理に努めてまいったところですが、個人情報保護法の改正により地方公共団体も法の適用を受けることとなったため、新規制定するものでございます。

なお、本案、次の議案第6号及び議案第8号について、3議案ともに罰則を設けるための千葉 地方検察庁との協議を終えており、検察庁からは「特段問題ないものと考える」との回答を得て いるところでございます。

議案第5号の補足説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会議時間の延長

- **○議長(地下誠幸君)** 本日の会議時間でありますが、議事の都合により、この際、あらかじめこれ を延長いたします。
- ○議長(地下誠幸君) それでは、事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第6号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) はい、議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条 例の制定について、御説明いたします。

本案につきましては、議案第5号同様、個人情報保護法の改正により新規制定するものであり

ます。

内容としましては、個人情報保護制度の適正な運営を図り、及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査・審議等を行うために、管理者の附属機関として設置する審査会でございます。

なお、現行の情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては廃止し、新法の施行に必要な 事項を定めるものであります。

議案第6号の補足説明は、以上でございます。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終わります。

続きまして、議案第7号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) 議案第7号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、御説明いたします。

職員の定年の引き上げを踏まえ、高齢期の職員の多様な働き方に対応するため、高齢者部分休業制度の導入に必要な事項を定めるものであります。

具体的には、55 歳以上となった職員は、1週間の勤務時間の2分の1を上限に休業することができるものでございます。

なお、職員の定年の引き上げに関する条例改正につきましては、議案第9号となりますので、 この後御説明いたします。

議案第7号の補足説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) 議案第8号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

個人情報の保護法の改正に合わせて、議案第6号において個人情報保護審査会を設置し、現行の情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止としましたことから、本条例において情報公開審査会の設置条項を新たに加える必要があるために条例改正をするものでございます。

議案第8号の補足説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第9号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

〇事務局長(林 豊君) 議案第9号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等 の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

令和3年6月に地方公務員法が改正され、関係市の職員定年に関する条例改正に合わせ、当組合も職員の定年延長のため、必要な条文等を整備するものであります。

主な内容は、令和5年から2年ずつ、定年を1歳ずつ引き上げ、段階的に定年を65歳とするものでございます。

また、60歳となった職員は役職定年となり、給与はそれまでの7割程度となるものでございます。

議案第9号の補足説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終わります。

これにて、議案第1号から議案第9号までの質疑を終結いたします。

日程第9 一般質問

○議長(地下誠幸君) 日程第9、一般質問を行います。

(「すぐやっちゃうの。大丈夫」「暫時休憩してくれよ」と呼ぶ者あり)

O議長(地下誠幸君) 暫時休憩いたします。

午後5時01分 休憩

午後5時05分 再 開

○議長(地下誠幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、一般質問を行います。

あらかじめ申し添えますが、一般質問の発言時間は答弁時間を含めて 60 分となっておりますので、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

なお、一般質問の方法については、岩井文男議員、苅谷進一議員ともに初回総括質問、再質問から一問一答制によるとの報告を受けておりますので、申し添えます。

それでは通告により順次質問を許します。

初めに岩井文男議員。

はい、岩井文男議員。

- O3番(岩井文男君) 着座のままでよろしいですか。
- 〇議長(地下誠幸君) はい。
- **○3番(岩井文男君)** それでは通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

野尻町に焼却施設が完成し、もうすぐ稼働して2年となります。

1つには広域行政で建設し、最終処分場と合わせて約 270 億円の建設費が国の補助金及び震災 復興特別交付金で、3市の負担が約 40 億円で建設されたことは、管理者、副管理者及び執行部、 そして広域議会の努力、協力があって完成したことと認識しています。

焼却施設では、これまで事故らしい事故はなかったとは思いますが、昨年7月にダイオキシンが排ガスの法令基準を超過する事故が発生しました。

原因については、焼却温度が通常の温度と比べ、若干低かった-約 900 度以下-ことが原因と報告されていましたが、再度、このような事故があってはならないことから、なぜ焼却温度が下がってしまったのか伺います。

2点目として、このような事故を起こさないようにするための対策について、どのような対策 を講じたのか伺います。

一方で、3か月おくれの一昨年6月に完成し、焼却後の飛灰を運び込んでいる最終処分場について伺います。

建設の前から地元の住民、あるいは多くの人たちから指摘されていた塩の除去についてですが、 栃木県の芳賀地区の芳賀エコフォレストを視察させていただきました。

おおむね、森戸町にある最終処分場のほうが若干規模は大きく、構成する市町は1市4町で人口13万6,400人です。稼働してからおおむね7年目と伺っています。

私たちが一番知りたかったのは、脱塩装置である浸出水処理施設でありました。

埋立地からの浸出水を処理して、散水に循環利用するための水処理施設のうち、脱塩関係施設は大きく3つありまして、1つ目は脱塩処理装置、2つ目は濃縮装置、3つ目は濃縮塩乾燥装置です。

脱塩処理の流れとしては、最初に汚泥物質を含む処理水が濃縮装置において蒸気で濃縮します。 その際に、濃縮装置で発生した蒸気は水に戻して調整槽に送ります。

次に、濃縮塩乾燥装置で濃縮した処理水をさらに蒸気で加熱し、乾燥塩を作ります。ここでできる1年間の乾燥の塩は、75.3トンになります。

ここでも疑問が私なりにありました。このシステムで塩は100%除去できるのか。 何点か伺います。

1点目、現在稼働している最終処分場、森戸町のですが、散水は始まっているのか伺います。

2点目、どのようなシステム、塩の除去で機械は選別をし、どこを参考にして議論をしたのか 伺います。

3点目、この塩除去は、どこの最終処分場でも問題視されていますが、乾燥塩、汚泥の運搬処

分について、業者選定はされているのか伺います。

4点目、3市、組合での乾燥塩の搬出量は、どのくらい1年間で予測しているのか伺います。

5点目、脱塩処理装置は散水をし、汚泥物質を除去した処理水は外部には出さず、再度、散水 用として施設内で再利用するわけだが、処理水の水質はどのような点検を行うのか、飛灰に含ま れるダイオキシン等の有害物質はないのか伺います。

6点目、最終処分場の埋立施設、芳賀地区では森戸地区と同じだと認識しますが、コンクリートピットで遮水工はメタロセン系のポリエチレンシート底面二重シート、プラス漏水検知システムで、ほぼ同様物だと思いますが、底面での二重シート補修工事が終わったと報告があり、修理後には正常な状態と報告はあったのか伺います。高台にある最終処分場なので、下流地の農作物作付者や、簡易水道を水として使用している住民に大変な、あってはならないことゆえに不安もあります。

この点、完全に修理されたのか、ほかにはないのか伺います。

以上、一括質問し、答弁後には自席で再度伺ってまいります。

- ○議長(地下誠幸君) 岩井文男議員の一般質問に対する答弁を求めます。 事務局長。
- **〇事務局長(林 豊君)** はい、ありがとうございます。

東総地区クリーンセンター運転管理状況について、ダイオキシン発生の原因と対策ということで、焼却温度が下がった原因は何かということでお答えさせていただきます。

ダイオキシン類基準超過の原因につきましては、県の立入検査時の運転状況におきまして、法 令の維持管理基準の範囲内ではありましたが、一時的に燃焼室の温度が若干低くなったこと、ま た、一酸化炭素濃度ピーク発生回数が多くなったことがダイオキシン類濃度に影響を与えたと推 測をしております。

燃焼室の温度が低くなった原因につきましては、推測ではございますが、溶融炉内へ投入した ごみ質であったり、量がですね、溶融炉内への送風量など、さまざまな要素が重なったことによ るものと考えております。

再発を防止するためにどのような対策を実施したかにつきまして、溶融炉内へのごみの投入量など燃焼管理の適正化を図るとともに、一酸化炭素濃度をより一層適切に管理するため、維持管理マニュアルの見直しを行い、再発防止に現在努めているところでございます。

次に最終処分場の運転管理状況につきまして、最終処分場での散水が始まっているかにつきま しては、昨年12月から本格的に散水を開始をしております。

現在1日当たり約6立方メートルの水を散水しているところでございます。

脱塩除去設備の選定につきまして、どのような選定をしたかにつきましてお答えさせていただきます。

脱塩処理設備を含む浸出水処理施設につきましては、最終処分場建設工事と一体で発注をしま したが、性能発注としていたため、工事請負事業者がプラントメーカーを選定しております。

続いて、脱塩された乾燥塩の運搬及び処理につきまして、副生塩の処分業者が決定しているか につきましては、副生塩の処理事業者につきましては、現在のところ決定しておりませんが、来 年度当初から契約できるよう、今後事務手続を進め、選定する予定でございます。

続いて、3市での乾燥塩の搬出量につきまして、副生塩の発生量はどの程度になるのかにつき

ましては、計画値としましては、年間約200トンの発生を見込んでおります。

今年1月から脱塩処理設備を本稼働しており、1月の実績としては約850キログラムーフレコン3袋分となっておりますーその量が副生塩として発生しているところでございます。

散水後の水質調査・点検について、処理水の調査内容は、どのような内容かにつきまして、浸出水処理水につきましては、ダイオキシン類や重金属類を初め、カルシウムイオン、塩化物イオンを除去する処理を行っているため、埋立地への散水に問題のない水質としております。

処分場周辺への環境影響につきまして、地下水モニタリング井戸の水質状況を法令で定められた環境基準に基づき検査をしており、供用開始後、測定結果につきましては環境基準を満たしているところでございます。

最後になります。漏水検知システムの二重遮水シートの修理のほうは完了したのかという質問に対しまして、昨年9月末に遮水シート損傷箇所の修復作業が工事事業者により実施されまして、 その後、漏水検知システムの異常検知は発生しておらず、正常な状態で稼働をしているところで ございます。

今後も周辺住民に対しまして回覧等により、定期的に施設の稼働状況等につきまして御報告し、 不安を与えないよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。

O3番(岩井文男君) 答弁ありがとうございました。

ダイオキシンが出たということに関してね、一時的に温度が下がったという答弁がありました。 その原因は推測ですがという中身で、溶融炉に入るごみの量が一定化しなかったと。そういう ような答弁だったと思うんですけども、これは技術的には、技術者っていうのは全く問題ないん ですか。そういう初歩的なことであれば。

それで、1 号機、2 号機ってありますけども、1 号機、2 号機のほうで、たしか出たのが1 台、1 号機のほう。1 号機だっけ、出たの。

2号機のほうは出なかったということ、それは焼却する人の誤操作という、そういうあれがあったのか。

例えば、我々が知りたいのは、機械的には問題ないんだよというような説明で、地元説明もされてきたわけです。

しかしながら、現実、ダイオキシンが出た。県の調査でね。やっぱりここら辺は非常に深刻に 受け止める人もいます。

私なんかも言いましたけど、やっぱり農作物の優良地区ですから。やっぱり1つ風評被害出るとですね、銚子だけじゃなくて旭のほうだって、匝瑳のほうだって、非常に農作物に対する敏感なね、風評被害が出てしまったら大変なことになってしまうんで、はっきりと推測だかじゃなくて、もっと分析がちゃんとしたものであるからこそ、ちゃんとした指導ができるということだと思うんです。

その点、どうですか。

〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) 先ほど御回答させていただいた、ごみの質であったり、ごみの炉内 へ入れた量であったりという、いろんな要素が重なったというような答弁をさせていただいたん

ですけども、機械的には排ガスの法令の基準を順守できるような設備を備えていると当然考えておりますが、実際ごみを入れるときに、ピットのごみをできるだけ攪拌して一定になるようにごみをクレーンで運んで入れてるわけなんですけども、どうしても攪拌はしているけど偏っていたりだったりとか、ごみの量もつかんである程度の重さは把握してますが、前の処理が若干遅かったり早かったりとか、そういうことで炉内のごみの高さであったりとか、空気の流れ方が変わるという、そういういろんな要素、中身の分からない、技術的にコントロールできない要素もあるようなので、そういう意味で原因というものが、これだという原因がつかめなくて、あくまで推測とか推定っていうような原因になっているというふうに、運営事業者からの説明でこちらは聞いておりますので、できるだけそういうことが、御意見のとおりで、究明できるように、なるべくそういう原因を潰してですね、二度と起きないように運転管理をしていただきたいということで運営事業者にはお願いしておりますので、御理解いただければと思います。

- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **○3番(岩井文男君)** 二度と起きないようにって、二度と起きたら大変ですよ、これ。信頼なくなっちゃいますからね。

今、言われたように、技術的なものの指導っていうのは、やっぱりもっと、何ていうかな、分析をしっかり持って。

それで今、宮内さんが言われたようによくかきまぜて、ちゃんと量的にね、焼却できるものが ちゃんと溶融炉に入るようにというような、そういう設備的な面っていうのは改善されないんで すか。設備的な面では。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 今設置されている施設につきましては、ごみの攪拌であったりとか、 一定量のごみを炉に入れる仕組みであったりというものは、確立はされているというふうには思っております。

ただ、やはり日中は人の手でクレーンが操作され、夜間であれば自動でクレーンが操作して、 攪拌等のごみの処理、クレーンの操作ってしてるんですけども、攪拌できてると思っててもやは りどうしても偏りができたりとか、そういう 100%にできないところがまだあるのかなということ で、業者のほうも今回の基準を超過した件に対しては当然重く受け止めてまして、二度と起きな いように、操業方法とか管理方法ですね、見直しをしているというふうには聞いておりますので、 事務局としましても二度と起きないように、より一層、チェック項目じゃないんですけども、操 業方法等確認しながら起きないようにさせていただきたいなとは考えております。

- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **○3番**(岩井文男君) 業者選定して、業者にちゃんとした指導をしながらね、原因究明しながら、 そして、ちゃんと業者がそれに従って焼却できるようにして。

何回も言いますけども、二度と起こらないような、そういうものにしてもらいたいと。

それで、私、今回質問したんです。どうかひとつ、その点はね、業者にも徹底してですね、や らせるように指導してくださるようお願いします。

次に、塩の点について、最終処分場のほうについて質疑をしたいんですけども。

処理施設で発生する副生塩についてですが、最終処分場に埋め立てる埋立物は、東総地区クリーンセンターでの排ガス中に含まれる飛灰処理物です。

クリーンセンターでは、排ガスを浄化するために薬剤ー消石灰ーを添加しており、この薬剤に含まれているナトリウムと、ごみ自体に含まれている塩素分が飛灰処理物に含まれていると。

そのために埋立地からの排出水を浄化処理する過程で副生塩が生成されると。

この副生塩については、専門業者に処理を委託する予定ですというふうになってますけども、 このナトリウム分とかですね、そういう化学物質で人体に影響があるのかどうか。この点につい てはどうですか。

〇議長(地下誠幸君) 暫時休憩いたします。

午後5時27分 休 憩

午後5時28分 再 開

○議長(地下誠幸君) それでは会議を再開いたします。 環境施設課長。

- ○環境施設課長(宮内雄治君) このナトリウム等が人体に影響がないかということなんですけども、 最終処分場に埋め立てされた飛灰処理物につきましては散水等をして、適正な処理をして場外に 出ないように処理をしておりますので、人体に影響がないように処理をしているというふうに御 理解いただければと思います。
- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **○3番**(岩井文男君) 飛灰の処理物にほかに含まれているようなものは、あるのかないのか。 この点についても御答弁願います。飛灰の処理物。
- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○環境施設課長(宮内雄治君)** 飛灰処理物の中にはナトリウム等、塩素分等、塩分のほかにはですね、ダイオキシンであったりとか、重金属であったり、そのようなものが含まれていると考えております。
- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **〇3番(岩井文男君)** そこら辺の話を聞くと不安がいっぱいになっちゃうんですよ。ダイオキシンが含まれているとかね。そこら辺の言葉を聞いちゃうと。

今回、塩の関係で質問してても、やっぱりどうしてもね、最終処分場に運び込まれてくる、こういう飛灰というものが何を含まれているのか。

やっぱりそれに対しての不安がね、これは私だけじゃなくて、地元の人はみんな持ってます。 だから、あえてここで質問してるんですけども。

飛灰の処理物に今言われたような、そういうものがやっぱりあるということの認識でいいんですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 先ほどお答えしたとおり、飛灰処理物の中にはダイオキシンであったりとか、重金属がわずかな量ですけども含まれているということでございます。
- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **○3番(岩井文男君)** ちょっと先に行きますけども、専門業者に処理を委託すると。

先ほど質疑した予算の内容でも 1,400 万円とかいくらとかって数字が出てましたけども、この専門業者っていうのは、どのような分析、人体の影響など分析してくれるのか。

ここまで依頼してないのか、どうなのか。ここら辺についてはどうですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 副生塩の処理をしていただく業者につきましては、処分場において 埋立物に対して水をまきます。

水をまいたものが処理施設のほうに処理水として入ってきまして、その中から副生塩と呼ばれる塩分を取り除いて、その塩を処分してもらう業者になります。

ただ、この副生塩の中には、本当に微量なんですが、先ほど言った重金属であったりとか、ダイオキシンも含まれるのかも、ちょっとその辺がはっきり分かりませんけども、それを処分してくれる業者でして、全国的には、こちらで分かっている範囲だと2社ございまして、そちらのほうで塩と重金属類を分離して、塩の部分だけを海洋投棄して、重金属についてはリサイクルして利用するというふうに聞いております。

- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- ○3番(岩井文男君) 処理業者がね、海洋に流すとか、分析して流すんでしょうけど、それはそれで処理業者が処理することだから余り関与しませんけども、やっぱり我々が不満を持っているのは、その運び込まれた飛灰の中に、先ほど何回も議論しているけども、そういう人体に影響があるような、そういうものが運び込まれないのかというのが一番不安なんだと。

この点についてね、地元に対して、あるいは議会に対してもそういう報告をね、調査した報告、 あるいは分析した結果、そういうのはぜひね、議会に、地元にしていただきたい。議会はこの東 広圏の議会でもいいし、それに関する銚子市議会でもいいし。そこら辺はひとつ報告の義務って いうのを怠らないでやっていただきたいと。このように思います。

じゃあ、次の項目に行きます。

先ほど、散水が始まったと。1日当たり6立方メートル。脱塩処理っていうのはまだ始まって はいないと思いますけども。

先ほどの答弁だと年間で 200 トンというような答弁あったわけですけども、かなり出ますよね。 例えば、芳賀のほうでは 76 トンぐらい。それが 3 市だと 200 トンということになると、二. 六、七倍くらいの数字になるんですか。

そうするとね、やはりこの脱塩というか、塩を取り除く装置が完璧なのか。ずっと散水してる 水に塩がまざってぐるぐる循環してるのか。

あるいは、私どもも見てきました、いわゆる熱を加えて、それで分解して塩を乾燥させて取り 出すという、一緒に宮内さん行ったかと思いますけども、あの芳賀のやつと同じような装置です か。設備ですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **〇環境施設課長(宮内雄治君)** 処理水の中から副生塩、塩を取り出すところ、乾燥させる部分に関しては同じような装置となっております。
- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **○3番**(岩井文男君) 塩がね、20年で、そしてまた5年間置いて25年という説明だったんですけども、後々ね、地面から塩が噴き出して、下で農作業する、農作物に塩害が出たりとかですね、

そういうことが一番心配してるわけですよ。終わった後のね。

だから、塩だけは絶対に残さないでくれと。そういう脱塩装置というものをしてですね、塩というもの、あるいは運び込まれた飛灰も、繰り返しになっちゃいますけども、運び込まれてくるものに対する不安というもの、そういうものをね、ぜひひとつ地元のほうにも説明をしていただければなというように思います。

また、塩を取り除いていく装置、設備、そういうものはこういうものだというね、地元への説明というのもしていかないと。

やっぱり不安を持ってる人は相当いますんで、そこら辺はひとつよろしくお願いをしたいと思います。

あと、最後の遮水シートの件ですけども、これも大変な問題で、原因は分かりましたと。

そしてまた、地元協議で不安、そういうものの説明でもあったわけですけども、今後、埋め立てが続いていく中で、再度このような底面がね、抜けちゃって、散水しているものが地下浸透しているというようなことになれば、これまた不安要素いっぱいになってきますんで。

埋め立てが続いていく中で重量圧力がかかったり、いろんなものがかかって、下のシートの、 何というのかな、寿命というか、耐用性っていうのはまさしく大丈夫だというようなことだと思 いますけど、この点どうですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○環境施設課長(宮内雄治君)** こちらの処分場の遮水シート二重にしておりまして、そちらの耐久性も十分考慮して設計、設置されていると考えておりますので。

万が一、仮に遮水シートに穴が開いたとしても、シートとシートの間の漏水検知のシステムがございますので、それで確認がすることができますので、深くなったとしてもそこは掘り返して、当然修理をすることになるかと思いますので、今後も引き続きですね、漏水検知システムを作動させて、正常に機能しているかどうか、確認しながら維持・管理を続けさせていただきたいと思います。

- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **○3番(岩井文男君)** ということは、宮内さん、漏水検知システムの機能は大丈夫なんですか。 そしてまた、たまたま機能して漏れがあるというときは、今答弁したとおり掘り直して、ちゃんと修繕していくと。そういう答弁だと。

それでいいですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○環境施設課長(宮内雄治君)** おっしゃられるとおりで、もし、仮に今後、漏水検知で漏水が確認されれば、掘り返して修理をするというふうには考えております。
- 〇議長(地下誠幸君) 岩井文男議員。
- **○3番**(岩井文男君) おおむね大体私の一般質問はこれで終わりますけども、先ほど言ったとおりですね、ダイオキシンが出たということは、まさしく管理者、副管理者、執行部含めて大変な問題だという認識は強く持っていただきたい。

そして、それが二度と起きないように、そういう執行部として業者に指導していくというようなことをですね、ぜひお願いして、二度とダイオキシン等々、そういうニュースが伝わらないように指導してくださるようお願いします。管理も。

そして、塩の関係についてはですね、これはやっぱり地元でも不安持ってますよね。100%取れるんだと。100%近く塩が除けるんだというようなことのね、ひとつ地元、あるいは議会、あるいは散水の浄化している部分の分析だとか、そういうものをですね、議会なり、地元住民なりにぜひとも説明をお願いしたいと思います。

もう一つ、最後は遮水シートが壊れたという問題。

これも深刻に受け止めていただいて、これからどんどん埋め立てが始まっていくわけですから、 そこのところでそういう事故が起こらないように。

起こってはならないですけども、起こった場合には掘り起こして、ちゃんと何でそういう破れてしまったのかという、そういう検索をしながらですね、ぜひ事故の起きないように、住民不安をかき立てるようなことをしないようにですね、ひとつ十分な管理と運営をお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(地下誠幸君) 岩井文男議員の一般質問を終わります。

次に、苅谷進一議員。

はい、苅谷進一議員。

〇8番(苅谷進一君) それでは、私の質問をさせていただきたいと思います。

まず、広域ごみ処理施設について質問を行いたいと思います。

運営状況については、いろんな問題があったかと思います。運営状況についての御報告と事業 の発注状況について、お聞きしたいと思います。

先ほど来、岩井議員のほうからダイオキシンの問題について出ておりますが、私はその答弁に対してはお聞きしておりますが、答弁は結構です。一問一答の中でやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、今回発生しました鳥インフルエンザの対応につきまして、処理方法について、資料はいただいておりますが、実際の処理量が少ない。近隣市町村に対して大規模な処理をお願いしている。この内容がちょっと理解できない。

その内容についての確認をお願いしたいと思います。

次に中継施設事業については、従来どおりの方向で進めているのかどうか、確認させていただ きたいと思います。

これはですね、銚子市さんは解体が進んでおりますが、匝瑳市並びに旭市の解体については進んでいない状況です。

2年前の3月に決まった方向で進むべきだと思いますので、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、最終処分場の運営状況について、お聞きしたいと思います。

搬入について、前に私一度、搬入の状態がよくないんじゃないかという質問をさせていただきました。

その後、どのように対応しているのか。先ほど岩井議員からの質問もありましたが、内容としてダブる部分は答弁は結構でございますが、御回答をいただきたいと思います。

次に、最終処分場設置に当たりまして、今問題になってる不法投棄物に対しての処理について、 また、一部八木の処分場に埋めた産廃についての処理について、今後どういう対応をしていくの か、お答えいただきたいと思います。

次に4点目、緊急時対応マニュアルについて。

先ほど、予算書の中でも申し上げましたが、これは各施設ごとについてですね、今後懸念されます焼却場、最終処分場、それから各中継施設について作っていかなきゃならないと思います。 また、統括したものも必要だと思います。

また、その業務に当たるマニュアルはどのように作成していくのか、お聞かせいただきたいと 思います。

以上で一括質疑を終わります。

- ○議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員の一般質問に対する答弁を求めます。 林事務局長。
- **〇事務局長(林 豊君)** それでは、広域ごみ処理施設の家畜等の伝染病について、近隣の市町村と 比べて組合の受入量が少ないのではないかということに対して答弁させていただきます。

通常の一般ごみの処理を実施しながら鳥インフルエンザに係る廃棄物を処理するため、1 炉につき1時間に1回しか溶融炉に投入することができない状況でございます。

また、感染予防対策を講じる必要があることから、作業エリアの関係上、市民などが搬入をしている受入時間中は処理ができない状況でございます。

以上、2点の理由から近隣市町村と比べ、受入量が少ない状況となっているところでございます。

ただし、今後はですね、1回当たりの投入量を一般ごみの処理に支障がない範囲で、最大限多くするように努めてまいりたいと考えております。

また、千葉県からはですね、施設が受入可能な範囲での協力を求められているところでございます。

続いて、中継施設につきまして、中継施設事業の見直しについてでございますが、組合事業として、3市ともに既存施設の解体撤去を実施し、旭市及び匝瑳市につきましては、跡地に中継施設を新設するという、従前からの事業計画に現在のところ見直しの予定はございません。

また、各市の中継施設の計画につきましては、現在、銚子市に関しましては、銚子市が工事主体となり、令和3年度末から既存施設の解体撤去工事に着手しているところでありまして、令和5年度末に工事が完了するよう、現在進められているところでございます。

匝瑳市に関しましては、令和4年度から7年度の計画で、既存施設の解体撤去後に、中継施設を新たに設置する予定、また、旭市に関しましては、令和8年度から11年度の計画で、既存施設の解体撤去後、中継施設を新たに設置する予定としております。

なお、今年度、匝瑳市既存施設の解体撤去に着手する計画でございましたが、撤去費用の構成 市負担割合につきまして、構成3市の合意が得られず、着手することができなかったため、中継 施設整備の計画は、全体的に1年後ろ倒しとなっている状況でございます。

続きまして、最終処分場の運営状況につきまして、埋立物を運搬する際の飛散防止対策を実施するようと御要望をいただいたところでございます。現在どのような対策を施しているのかにつきましてなんですけども、クリーンセンターから排出される溶融飛灰処理物につきましては、4トンダンプで1日当たり2台から4台運搬しております。

その際、飛散防止対策として、ダンプの荷台をシートで囲い、運搬をしているところでござい

ます。

なお、溶融飛灰処理物につきましては、薬剤で処理し、こぶし大の大きさに固めて、飛散しに くい状態にした上で運搬をしているところでございます。

(「私からは以上ですって切んなきゃしょうがない」と呼ぶ者あり)

- **〇事務局長(林 豊君)** 私からは以上でございます。
- 〇議長(地下誠幸君) 米本管理者。
- 〇管理者(米本弥一郎君) はい。

私からは、不法投棄及び産廃処理についてお答え申し上げます。

不法投棄廃棄物につきましては、令和元年5月から旭市の管理地に仮置きをさせていただいて おり、既に3年が経過している状況です。

旭市の管理地を長期間占有してしまっている状況が続いていることから、組合といたしましては、損害賠償請求に係る証拠の逸失にならないことを確認した上で、早急に処理したいと考えております。

また、地権者への損害賠償請求については、今後、慎重に組合としての対応方針を検討してまいります。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、事務局長。
- **〇事務局長(林 豊君)** 緊急事態の対応について答弁が漏れておりましたので、ただいま答弁させていただきます。

緊急事態の対応につきまして業務マニュアルの作成についてなんですけども、地震や火災、排ガスの基準超過時等の現場における緊急事態への対応方法を定めたマニュアルや連絡体制につきましては、クリーンセンターと最終処分場におきましては、各施設の管理運営事業者により作成、用意されているところでございます。

しかし、組合としまして、先ほど議員からも御意見ありましたとおり、議会や関係機関への報告、地域住民や報道機関への対応方法についての取り決めが、現在きちんとしたものが作成されておりません。今後ですね、緊急時に円滑に適切な対応ができるように、早急に対応マニュアルの作成に努めてまいります。

以上です。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** まず最初にごみ処理施設についてお伺いします。

先ほど来、岩井議員の質問の中でダイオキシンの問題出ておりました。

しかしながら、この発見は県による発見でした。

私に言わせると、何で管理運営してる業者が自分でモニタリングしないで、県の指導でこういうことが発覚すること自体、管理運営を任せてる会社に責任があるように私、思えるんですね。

ですから本来であれば、管理運営を任されてる会社が、例えば週に1回、月に1回独自に調査をして運営状況を確認すべきじゃないですか。

そういうマニュアルはないんですか。

環境施設課長、答えてください。

〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) 管理運営会社のほうで排ガスの測定のほうは、運営の1年目につきましては毎月実施しておりました。

2年目につきましても、2か月に1回実施しておりまして、その中では法令の基準値を順守した運転管理が行われていたということで報告を受けております。

- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** じゃあ、いわゆるチェックはしてたと。してた中でまた出ちゃったと。 じゃあ、そのチェックをしてる内容を地元に公表してんですか。

今、インターネットでも何でも、こういうとこでこういう調査しました、これなら問題ありませんと言われれば、地元住民も安心するわけじゃないんですか。

ですから、マニュアルができてないから、こういうことになるんですよ。

やっぱりね、ダイオキシンの調査というのは、管理運営業者にまず毎月1回でもやらせてくださいよ。そんな大金がかかることじゃないんですから。

じゃないと地元住民、不安でしょうがないですよ。

県のチェックで分かるなんて、これ大失態もいいところですよ。

これはね、やっぱり地元住民含めて、ゆくゆくは広域議会もかかわることですから、管理者を 初め、副管理者と正副管理者会議で、地元の越川市長もいらっしゃいますから、よく協議した上 でモニタリングを常にやって、それを常に公表すると。インターネットでやれば見れますよと。

脱塩の問題も出ますけども。

そういう報告義務をちゃんとすべきだと、私、思うんですよね。

ましてや副管理者である銚子市さんは、今回は鳥インフルエンザのことで大変だったんですけ ど、管理者じゃなくて副管理者で申しわけないんですけど、越川市長、私が言ってる意見、どう 思いますか。

やっぱり地元としては必要最低限のことだと思うんですけど、いかがでしょうか。

- 〇議長(地下誠幸君) 越川副管理者。
- **○副管理者(越川信一君)** きちんとモニタリングだとか検査のデータを住民のみなさんに示すということは、信頼関係の構築につながりますので、おっしゃるとおりだというふうに感じております。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** であれば、モニタリング状況をですね、公表していただけるように今後進めていただきたいと思います。

そのほうが誰もが安心して暮らせる世の中の、今の住民サービスだと思っておりますので、御 留意いただければと思います。

それからですね、ダイオキシンの問題についてなんですけども、処理物に何か入ってダイオキシンが発生した可能性はないですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) ごみの投入した処理物に関しましては、正直なところ、クレーンでつかんで入れるものですから、絶対にないとは言い切れないんですけども、ある程度均一に攪拌等の処理をした上で入れておりますので、一定のごみ質、計画のごみ質の範囲内であったんではないのかなというふうには想定しております。

- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- ○8番(苅谷進一君) 答えになってない。

要は投入物の管理がちゃんとしてるかって問題ですよ。

だからこの間言ったように産廃が入ってたことがあったでしょ。それ調査したら出たでしょ。 だから、ちゃんと投入されてるごみの管理が、収集運搬業者の管理がちゃんとできてるかって のが重大な問題なんですよ。

だから、そういうことが完全にないのであれば、外部からのダイオキシンが発生する物体の搬 入はないということなんですよ。

だから私、管理運営上問題、これやってるじゃないですか、質問の中で。前に1回やったら、 産廃出ましたよね。いわゆる業者がね。

その業者、公表しなさいよ。どこの業者だか。

だから、そういう抜き打ち調査をやって、これ、あれだよ、フィリピンみたく抜き打ち調査や るのばれちゃったらしょうがないかんね。

ちゃんとそういうのは適正化して、抜き打ち検査やって、ダイオキシン類、産廃類、いわゆる そういう不法ごみが入ってないかのチェックをしてますかっていうことなんですよ。

してますか、環境施設課長。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) クリーンセンターについては、原則毎月1回、10月は強化月間ということで毎週1回の頻度で許可業者、パッカー車ですね、展開検査を実施しております。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** 1回もなかった、産廃は。
- 〇議長(地下誠幸君) はい、環境施設課長。
- 〇環境施設課長(宮内雄治君) はい。

全車両やっているわけではなくて、毎月3台から5台ぐらいやってる中で、やはり禁止物の搬入っていうのはありますけども、その量というものが、ごみを収集する方がですね、当然こちらのほうで産廃が入っていれば持ち帰りになりますので、ある程度確認はして持ち込んでいただいてるんですけども、中の見えない袋、黒い袋であったりとか、そういう中に一部梱包用のPPバンドのようなプラスチック使用品であったりとか、ラップのようなプラスチックとかが若干入ってたというのはございますが、大規模な事業所の単一の梱包資材のような廃プラスチック大量に持ち込まれるとか、そういう事例は見受けられなかったです。

- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** ちょっと確認ですけど、黒い袋って、一応投入されるものは既定のもので全部決まって投入されてるわけですよね。そんな黒い袋なんか入る余地もないはずですよね。

全部半透明の袋に入って、市民はちゃんと出してるわけですよね。

それ以外の何で見えないごみが入るんですか。お答えください。

- 〇議長(地下誠幸君) はい、環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 今、御説明させていただいたのは許可業者の車両ですので、ステーションの収集じゃなくて、事業所を回ってきた収集車両になりますので、事業所とごみの収集する事業者さんとの契約の中でごみの出し方を決めておりますので、こちらで透明な袋でなければ

いけないというふうにはしていないのが状況です。

- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番**(**苅谷進一君**) そしたら、収集業者と出す事業者の問題ですよね。それをチェックするしかないですよね。

それは誰がやればいいんですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 先ほど言った展開検査のときに、ダンピングボックスというところにごみを一度開けまして、こちらのほうで袋を、全量ではないんですが袋を破いて中身を確認して、産業廃棄物に該当するようなプラスチックであったりとか、そういうものがあったときには持ち帰りの指導をしております。

この抜き打ちの調査をすることで、事業者のほうでごみを出す事業者、排出者のほうに産業廃棄物は出してはいけないということで指導していただいているというふうには聞いております。

- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** 指導していただいてるって、指導じゃだめなんですよ。だめなんですよ、これ、やっちゃね。

そういうルールを徹底するようにしてもらって、抜き打ち検査なんかどんどんやったほうがいいですよ、これ。

それで、例えばそういう物質がもとでダイオキシンが出たとしたら、これはあれですよ、管理 運営業者は分かんないってことでしょ。だろうで終わっちゃってんでしょ。

だからもう、1つは施設管理運営業者に対するダイオキシンのモニタリング調査を、まず随時 やっていくことが必要で、それから搬入に対しての管理。

それから、申しわけないけど何百億円もかけてんのに、今さらね、そんな燃し方がどうのこう のとかね、そんな理屈を言ってる場合じゃない。

全部設置したね、管理運営業者が施設造った関連業者なんだから、全部統括、責任持ってもらわなきゃしょうがないですよ。地元住民、どうするんですか、これ。

その辺、もう一度徹底してください、環境施設課のほうで。管理者も含めて。いいですか。 答え。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 運営事業者に対しまして、二度とダイオキシンの超過、ダイオキシンだけでなくですね、排ガス等の法令基準等の超過がないように厳しく指導していきたいと思います。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** 次に、家畜伝染病の処理の話ですけど、先ほどの説明局長がしたけど、本来 環境施設課長がすべきだよね。

私が調査するところによると、山武市で何トン燃してもらってますか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○環境施設課長(宮内雄治君)** こちらから千葉県の担当課に確認させていただいたところ、山武市 のほうで1日当たり、一番多いときで13トン処理をしているというふうに聞いています。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。

○8番(苅谷進一君) 私が聞いてんのは全部で何トンか。

おそらく 200 トン弱燃してんですよ。

それで山武市もね、投入口はね、うちの施設と同じくらいの大きさのとこから投入してるわけですよ。

だけど、山武市さんはそれ受けてくれるわけですよ。

なぜこれだけのことを言ってるかというと、今、匝瑳市内で埋めてるわけですよ。既存の畑に。 それがね、問題になってるんですよ。

だからできれば、焼却したほうが後々の菌の処理に対しても、銚子市さんのほうで説明会開いていただいて、何か聞くところによると、その報告も我々にないんだけども、何か事前に通知はしてくれよというような結論に至ったということですけども。

いわゆる緊急対応に対しては、燃せるというのがこの施設ですから。

投入口がいくら小さいからって、投入箱を変えて人海戦術でやれば、山武市さんみたく全部燃 してくれるわけですよ。山武市さんがそれだけの量、対応してくれてるんだから。

やる気ですよ、やる気。

そういうことをやらないでね、対応できる量だけやりましょうって。

そうじゃなくて、やっぱりできれば、3市内で起きたことは3市内で処理するっていうのが、 県の指導とか何とかっていってますけどね、原則だと思うんで、再度改めて処理に対して、なる べく埋設しないでですね、近隣の問題が起きないようにしていただきたいと思うんですが、その 辺、再度検討していただけますか、環境施設課長。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 先ほど局長のほうからも答弁させていただきましたけども、通常の ごみの処理に支障のない範囲で、できるだけ多く受け入れられるように努めていきたいと考えて おりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- ○8番(苅谷進一君) その答弁は御理解できません。

最低でも山武市さんと同等、例えばですよ、持っていってる量同等くらいまでやれるように計画を練って、それちゃんと立てて、管理者、副管理者に報告して、対応してください。

いいですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **○8番**(**苅谷進一君**) できないことではないと思いますので、検討を、管理者初め、副管理者、よるしくお願いします。

次に中継施設についてですが、従来の見直しどおりにということであります。

何だか知らないけど、途中で負担割合が何だかんだっていうのが出てきておりますが、今後の 最終処分場の不法投棄物とかいろんな問題を考えますと、やっぱり3市が一体となってやってい かなきゃしょうがない。

もう負担割合は一度決まってるんですから、その方向で改めて進めていただけるよう、管理者は努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(地下誠幸君) 米本管理者。
- ○管理者(米本弥一郎君) それでは、苅谷進一議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど林局長からも御答弁申し上げましたように、中継施設整備の全体計画が1年おくれている状況でございます。議会の皆様、また、構成3市の市民の皆様に心からおわびをいたします。

このような状況でございますので、匝瑳市既存施設解体撤去費用に係る3市の負担割合につきましては、これまでの経緯と現状を踏まえて、適切に早急に決定してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** ありがとうございます。ぜひ従来の形でですね、進めていただきますよう努力をお願いしたいと思います。

いずれにしてもね、中継施設も早くやらないとですね、この脱炭素社会においてですね、交通 量が多いです。

そういう問題も加味してですね、ぜひ従来の形で進めていただきますよう、御理解いただけま したと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、最終処分場のことについて、お伺いします。

先ほど、脱塩素装置、地元住民であられる岩井議員が代表して答弁されておったわけですけども。

まず最初にですね、今になって、岩井議員があんなに真剣に大きな問題を提起するって、最初に設置した段階でどういう説明してるんですか。宮内さん。

岩井議員が言ったことはですよ、設置する前の説明の段階で了承を得ることだと私は思うんですよ。

それをね、今になってこれだけ真剣に岩井議員が質問するってことは、私らは説明会来ないで くれって言われたから行かなかったけどね、どういう説明したのよ。

おかしいでしょ。地元住民が納得して、これ造ったんだよ。

それを岩井さんがこんなに心配する、地元が背負ってるって、どれだけの説明をしたんですか。 それ答えてください。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 建設前についても森戸町の皆様、岩井議員も含めまして、先進施設と呼ばれているところに見学に行かせていただいてはいたんですけど、私の記憶でも実際に副生塩の処分の話を詳しく聞けたところっていうのがなかったのかなと。

香取市さんはやっておりましたので、香取の組合に行ったときには話は聞けたんですが、ほかの施設で詳しい話が聞けなくて、こちらも説明がちょっと足りなかったのかなというのは、今、 反省しているところでございます。

- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** 今さら何反省っていってんですか。

反省どころの騒ぎじゃないでしょ、地元住民があれだけ質問されてね、心配してんだから。

もう1回地元にちゃんと説明してきなさいよ、あんたら行って。環境施設課だよ、これ、はっきり言って。局長なんか行ったって分かるわけないじゃん、今までやってないんだから。

そんな状態の、言葉悪いけど、いい加減な説明したからこういうことになるわけですよ。岩井

議員は心配でしょうがないでしょう。

もう1回地元にちゃんと説明しなさいよ。

それでね、先ほどの説明が悪い。あくまで脱塩に対しては産業廃棄物処理ですって、専門業者 に任せるわけでしょ。そういう説明がしてない。

それから、あそこに出た水に対しては、循環型で全てあの敷地内で処理をするわけですよね。 その説明すれば、岩井議員、分かるわけじゃないですか。岩井議員は心配してるから、外に漏れるものがあるんじゃないかっていうから、ああいうやりとりになっちゃうんですよ。

最初の段階で、あそこに関しては全部水に関しては循環型で、あの中で全部処理しますよと。 出た塩に関しては、産廃業者に頼んで正式な産廃処理をするっていえば、岩井議員、納得できる と思いますよ。

何でそういう説明しないのか。話が回りくどくなっちゃうから、わけ分からなくなっちゃうじゃん。そんなの地元住民に説明したって分かんないよ、これ。

宮内さん、どう、それ違うか。ちょっと確認。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 苅谷議員のおっしゃるとおりです。今の御説明のとおりということです。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- ○8番(苅谷進一君) 岩井さん、そういうことなんですよ。

だからね、私が言うのもおかしいけども、説明自体がなってないのよ。

だからおそらく地元に対しても、変な誤解を生む説明をしてんじゃないかなと私は思いますんで、その辺もう一度地元、ちゃんと説明をするかどうか、返事ください。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○環境施設課長(宮内雄治君)** 水の処理であったり、副生塩の処理について、地元の皆様に対して 改めて説明をさせていただきたいと思います。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- ○8番(苅谷進一君) それでね、先ほど来、私が一番最初にね、心配したのは、最終処分場に行くまでに、処理場から出たやつを薬剤処理をして、げんこつ状にして最終処分場に持ち込むって説明があったじゃないですか。

当初はね、それやらないで、10 トンダンプだよね、私がちょうど抜き打ち視察行ったんだよ。 そしたら 10 トンダンプに積んで、シートをかけないで、そのまま最終処分場に持ってってたわけですよ。

それで管理だめじゃないかと。私はシートなり何なりかけたほうがいいんじゃないかって話を したわけですよ。それがどうなったかは別なんだけども。

ということはですよ、岩井さんが心配しているように、燃した焼却灰には微量のダイオキシンとかいろんなものが入ってるわけです。それを裸で運搬している自体、本来ならだめなわけですよ。そうですよね。ダンプだって風にあおられれば、いくら薬剤処理してあったって、散布はしますよね、微量でも。

だから、私はそういうことを管理っていってんですよね。

だからそこまでが、焼却灰を運搬するに当たって、銚子の畑の中走っていって、そういうもの

が外部に対して漏れてないかっていうのが一番心配。

それがない限りは、岩井さんも心配した最終処分場でいう、処理場内での1つのシートの破損 以外は外部には漏れないというのがこの施設の大前提ですから、そこを改めてもう1回確認しま すけど、焼却場から最終処分場に持ってく運営管理の、そこまで徹底しないと地元住民に対する 説明はつかないと思いますが、宮内環境施設課長、いかがですか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 最終処分場への埋立物の運搬につきましても、当然運搬途中にですね、飛散することがないよう、管理を徹底するように運営事業者に指導していきたいと思います。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** 指導っていうかね、その内容をちゃんと確認して、管理者に報告して、銚子 の議員のみなさんにね、説明してくださいよ、ちゃんと。

じゃないと申しわけないよ、我々匝瑳市民は。銚子市さんに同じごみを燃してもらってんですから。

よろしくお願い申し上げます。

最終処分場の最後に、不法投棄及び、あえて産業廃棄物って言ったのは、農家さんの出たビニールに関しては、先ほど来、全員協議会でも論議あったとおり、やっぱりこれは地権者に責任追及を一旦はすべきじゃないかということと、それから、この間、岩井議員からも話が出たとおり、もう一つ、産廃らしきものも埋まってて、それは八木の処分場に埋めたということは事実なわけですよね。

この対応も今後やってかなきゃならないと思うんですよ。

その辺、局長、どうですか。やっぱりきちっと一つ一つ問題事項を解決していくように、局長 として、管理者並びに担当と協議していく意図はありますか。

- 〇議長(地下誠幸君) 事務局長。
- **〇事務局長(林 豊君)** 廃棄した瓦れき類の関係だと思うんですけども、きちんとですね、御意見いただいた内容で組合事務局として対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** じゃあ、その旨改めてですね、調整をお願いしたいと思います。

最後にですね、緊急事態マニュアル。

先ほど来、いろんなことを話してるのは、全部施設ごとの緊急マニュアルと業務マニュアルが ないから、こういうことになっている理由はありますよね。

それから、いわゆる焼却場の管理運営してる日本でいう有数の会社がどういうマニュアルになっているのかは、環境施設課長、把握してますか。

- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○環境施設課長(宮内雄治君)** あくまでも施設の管理運営会社のほうで、施設の中でのトラブルに 対する対応マニュアルということで作成をしていただいているのは、こちらも一度見てはおりま す。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- ○8番(苅谷進一君) 一度見てるじゃなくて、それが何で我々に反映されないんですか。

そんな見てるベースの問題じゃないですよ。

○議長(地下誠幸君) 暫時休憩いたします。

緊急マニュアルっていうのは、例えば、新日鉄エンジニアリング、いや日鉄エンジニアリングでしたっけ、ごめんなさいね。それが出てる内容を我々議員が緊急時はどういう対応をしてるんだと思った上で、それを基に緊急マニュアルをつくらないとだめじゃないですか。地元住民のためにならないですよ。

そういうこともきちっとやっていただくということが必要だと思いますので、緊急マニュアルをすぐ取り寄せて、管理者並びに議員に配付していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 確認とるんだったら暫時休憩していただいて、管理者間と確認をしていただきたいと思います。

午後6時15分 休 憩

午後6時18分 再 開

- ○議長(地下誠幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 緊急時の対応マニュアルにつきましては、一度運営事業者のほうに確認はさせていただきますが、基本的には公表できる内容だとは思っておりますので、確認した上で皆様にも御覧いただいて、その上で組合としての、事務局としてのマニュアルの作成のほう、させていただきたいと思います。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番**(**苅谷進一君**) ちなみに私らが行かない施設に行ったと思うんだけど、地元の人と。そこの プラントのメーカーは。今回クリタだっけ、うちの。機械、たしかクリタだったよな。
- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- **○8番(苅谷進一君)** いや、俺がまだ言ってる最中でしょうよ。 クリタに間違いないんだけど。

(「クボタ」と呼ぶ者あり)

- **○8番(苅谷進一君)** ああ、クボタ。ごめんなさい、クボタ。クリタは水のクリタだ。 見に行ったとこも同じクボタなのか。
- 〇議長(地下誠幸君) 環境施設課長。
- ○環境施設課長(宮内雄治君) 視察に行ったところは違う事業者になります。
- 〇議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員。
- **〇8番(苅谷進一君)** だからやっぱりね、同類のところを見ておかないから、こういうことになるんですよ。塩の量も違うとかね。

ちょっと事務局ね、忙しいのは分かるけどね、造ることばっかり専念して、先に先にってさんざん言ったあげくには実務が伴っていないということはね、重大な問題ですよ。

やっぱり改めてね、地元住民のためにもう1回精査して、全部チェックをしていただきたいと 思います。

それでは、業務マニュアルについては先ほど管理者からお答えいただきましたので、私も納得

しました。

これは全市民が望むことであると思いますので、前向きに進めていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(地下誠幸君) 苅谷進一議員の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第10 討論、採決

〇議長(地下誠幸君) 日程第 10 討論、採決を行います。

議案第1号から議案第9号までに対する討論の事前通告はありません。

これより直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 御異議なしと認めます。よって、これより採決に入ります。

これより採決に入ります。

議案第1号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり 決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村 圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和5年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別 会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定について、 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例の制定について、 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

O議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制 定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

O議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案審議(議案第10号の上程-採決)

〇議長(地下誠幸君) 日程第11、議案審議。

議案第10号を上程し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、武田光由議員の退席を求めます。

(武田光由君退席)

○議長(地下誠幸君) 管理者から提案理由の説明を求めます。

米本管理者。

〇管理者(米本弥一郎君) 皆様大変お疲れさまでございます。引き続き御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第 10 号は、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、であります。議会選出の監査委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては事務局に補足説明をさせますので、慎重な御審議の上、ぜひ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(地下誠幸君) 提案理由の説明が終わりました。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

○事務局長(林 豊君) 議案第 10 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、 御説明いたします。 当組合の監査委員は、知識経験を有する者1名、組合議員から1名の計2名で構成されております。

そのうち、組合議員から選任されております匝瑳市の田村議員は、現在は組合議員の任期を満了しておりますが、組合規約第 14 条の規定に基づき、後任者が選任されるまでの間、引き続き職務を執行していただいているところでございます。

そのため、その後任者に武田光由議員を選任したいので、組合規約第 13 条第 2 項の規定により、 議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、組合議員の任期と同様でございます。

議案第10号の補足説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(地下誠幸君) 質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

議案第 10 号は人事案件につき、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに 御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(地下誠幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号に対する討論を省略し、これより採決に入ります。

議案第 10 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり同意されました。

武田議員の入場を許します。

(武田光由君入場)

○議長(地下誠幸君) ただいま武田光由議員が東総地区広域市町村圏事務組合監査委員に同意され たことをお伝えいたします。

日程第12 発議案審議 (発議案第1号の上程-採決)

O議長(地下誠幸君) 日程第 12、発議案審議。

木内欽市議員から発議案として、発議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合議会個人情報 保護条例の制定について、が提出されましたので、これを上程し、議題といたします。

初めに、本案提出者、木内議員から提案理由の説明を求めます。 木内議員。

〇4番(木内欽市君) これより発議案の提案理由を申し上げます。

発議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び議会規則の規定の準用に関する規則第 2 条において準用する匝瑳市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和5年2月13日

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 地下 誠幸 様

> 提出者 木内 欽市 養成者 苅谷 進一 川 石上 允康 川 岩井 文男 川 宮内 保 川 林 晴道 川 武田 光由

提案理由

発議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例の制定について 本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の適切な取扱 いに関し必要な事項を定めるため、提案いたすものであります。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(地下誠幸君) 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) ないようですので、これにて質疑を集結いたします。

これより採決に入ります。

発議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例の制定について、原案の とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

〇議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 閉 会

〇議長(地下誠幸君) 以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。 これにて、令和5年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。 本日は、大変御苦労さまでした。

午後6時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年2月13日

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議 長 地 下 誠 幸

議 員 石上允康

議 員 武田光由